

LIBRA

2014年 11 月号

〈特集〉

東京地裁書記官に訊く—商事部編—

〈インタビュー〉

高校生写真家 千葉拓人 さん

〈刑事拘禁制度改革実現本部ニュース〉

滋賀刑務所・京都刑務所 見学記



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2014年11月号

特集

02 東京地裁書記官に訊く ―商事部編―

インタビュー

14 高校生写真家 千葉拓人さん

ニュース&トピックス

18 世界大都市弁護士会会議 フィラデルフィア大会報告

クローズアップ

26 刑事拘禁制度改革実現本部ニュース No.39 滋賀刑務所・京都刑務所 見学記 新倉 修・細田はづき

連載

20 理事者室から

22 会員集会報告

23 常議員会報告（2014年度 第6回）

24 プレスセミナー報告（2014年度 第2回）

25 都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割 第5回 東京パブリック法律事務所 三田支所 大谷美紀子

28 今、憲法問題を語る 第41回 平成26年版防衛白書について 堀井 準

29 秘密保護法解説 第15回 秘密保護法シンポジウム「秘密保護法VS国民の知る権利」開催 出口かおり

30 近時の労働判例 第24回 岐阜地方裁判所平成25年2月14日判決 （労働者の情報提供義務―パチンコ店従業員懲戒解雇事件） 末岡寛一

32 東弁往来：第36回 法テラス下田法律事務所 飯久保力也

34 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告 東京家庭裁判所委員会「少年事件における教育的措置について」報告 巻淵眞理子

35 66期リレーエッセイ：ラブ・ストーリーに寄り添って 白神優理子

36 わたしの修習時代 最後の青春時代 43期, 44期の2期を経験して 44期 大森夏織

37 コーヒーブレイク：和太鼓と弁護士の共通点 光野真純

38 お薦めの一冊：『勝利する企業法務』 菊地裕太郎

40 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

49 インフォメーション

東京地裁書記官に訊く

—— 商事部編 ——

本誌『書記官に訊く』シリーズでは、これまで民事保全・民事執行・刑事編(2009年1月号)、民事訴訟手続・破産編(同年3月号)、家事部編(同年7月号)、建築関係訴訟・借地非訟編(2010年11月号)、少年部編(2011年12月号)、労働部編(2012年11月号)、交通部編(2013年5月号)を特集して好評を博してきた。今回は、その続編として商事部編を採り上げる。

会社訴訟については、会社法に特別規定が置かれており、管轄、当事者適格、提訴期間などの点で、一般の民事訴訟事件とは異なる取扱いがなされて

いる。また、その訴訟手続については、東京地裁商事部の運用において積み重ねられてきたことも多い。本特集では、裁判手続の円滑化のためにはどのような点に注意すればよいのかという点を中心に、東京地裁商事部の書記官に整理していただいた。

(臼井 一廣, 伊藤 敬史)

CONTENTS

はじめに

I 会社訴訟編

II 手形・小切手訴訟編

III 商事保全(仮差押・仮処分)編

はじめに

東京地方裁判所民事第8部は、商事に関する事件を取り扱う専門部です。

当部の執務室は、東京高地簡裁合同庁舎の隣の東京家簡裁合同庁舎の6階にあります(同じ6階フロアには東京簡易裁判所の民事第8室もありますのでご注意ください。)

当部は、担当する事件ごとに、弁論・保全係(会社に関する訴訟事件、商事保全事件、手形訴訟事件、独占禁止法24条の差し止め請求事件等を担当)、非訟・過料係(商事非訟事件、民事非訟事件、過料事件、外国倒産処理手続承認援助事件等を担当)、会社更生係(会社更生事件、特別清算事件、船主責任制限事件等を担当)の三つの係から構成されています。

今回は、特に、弁論・保全係が担当している①会社に関する訴訟、②手形・小切手訴訟、③商事保全(仮差押・仮処分)に関する事務について紹介します。

I 会社訴訟編

1 訴訟提起段階における留意点

(1) 当部で取り扱う会社訴訟の範囲

ア 東京高地簡裁合同庁舎14階にある民事訟廷事件係で受け付けた訴訟事件のうち、以下に掲げる会社等に関する訴訟事件(事件記録符号(ワ))が民事第8部弁論係に配てられます。

(ア) 会社法に規定する事件(同法8条に規定する請求事件及び株主以外の者が提起する同法429条による訴訟事件を除く。)

(イ) 会社法上の行為(株式払込金、出資金、配当金、剰余金、損失金、株主権、持分、除名、退社、社債、清算、各種決議等)の効力又は存否に関する事件

(ウ) その他会社以外の法人(宗教法人、学校法人等)の、理事者・会員等の地位に関する事件及び定款変更等法人の組織に関する事件

(エ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律24条に規定する請求事件（同法83条の2の規定による申立事件を含む。）

イ 例えば、会社組織に関する訴え（会社合併無効等）、株主総会決議取消・不存在確認の訴え、株主代表訴訟を含む損害賠償請求、取締役辞任登記・地位確認等の取締役の地位に関する訴え、帳簿閲覧謄写、株主権確認・株主名義書換等の株主権に関する訴え、出資金返還請求等があります。

ウ 一般的にいえば、会社に関する訴訟で、組織をめぐる紛争ならば8部、財産権をめぐる紛争ならば通常部となります。不正競争防止法の事件については、知財部が担当となります。

(2) 管轄

ア 会社訴訟の中には、会社法で専属管轄の定めのある事件が多数あります。その場合、応訴管轄や合意管轄が排除されますので、訴状提出時には管轄の有無にご注意ください。専属管轄の定めのない事件については、通常訴訟と同様に民事訴訟法（以下「民訴法」という。）の適用により、普通裁判籍である会社の主たる事務所又は営業所の所在地（同法4条1項、4項）、義務履行地（同法5条1号）等が管轄原因となります。

イ 例えば、会社法834条にいう会社の組織に関する訴え（例：株主総会決議取消訴訟等）は、会社の本店所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄（同法835条1項）、同法847条1項にいう責任追及等の訴え（例：株主代表訴訟、同法423条1項に基づく損害賠償請求訴訟等。なお、責任追及等の訴えについては、株主が代表訴訟として提起する場合に限らず、会社が役員等の責任を追及する場合も含む。）は、株式会社の本店所在地を管轄する

地方裁判所の専属管轄（同法848条）、株式会社の役員の解任の訴え（同法854条）は、株式会社の本店所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄（同法856条）となります。また、役員の地位確認・地位不存在確認、取締役会決議無効・決議不存在確認の各訴えについては、会社法に規定はないものの、会社法835条1項を類推適用できるとの見解をとっています。

なお、当部では、「会社の本店所在地」とは、実質的な営業本拠地ではなく、定款で定め登記をした本店の所在地とする形式説に基づく取扱いをしています。

(3) 当事者適格、会社を代表する者

ア 当事者適格

会社訴訟の中には、原告適格・被告適格が限定される事件が多数あります。

例えば、会社の組織に関する無効の訴え（【原告適格】会社法828条2項、【被告適格】同法834条1号～12号）、株主総会決議取消しの訴え（【原告適格】同法831条1項（ここに規定する株主等の定義は同法828条2項1号）、【被告適格】同法834条17号）、会社解散の訴え（【原告適格】同法833条1項、【被告適格】同法834条20号）、株式会社の役員の解任の訴え（【原告適格】同法854条1項、【被告適格】同法855条）等です。また、役員の地位確認・地位不存在確認の訴えについては、認容判決には対世効があり当該役員にも効力を有するとする判例から、被告としては会社のみで足りると解しています。

イ 会社を代表する者

会社と取締役（過去に取締役であった者も含む。）との間の訴訟においては、会社の代表者が代表取

表 会社を代表する者の分類

(ア) 監査役設置会社(ただし、監査役が設置されていても、監査役の監査の範囲を会計監査権限に限定する旨の定款の定めがある場合は、ここでいう監査役設置会社には当たらない。)			監査役 (会社法386条1項、同法389条7項)
(イ) 委員会設置会社	a 監査委員が当事者である場合	① 株主総会が当該訴えについて代表者を定めたとき	その定められた者 (会社法408条1項1号)
		② 定めていないとき	取締役会で定めた者 (会社法408条1項1号)
	b 監査委員が当事者でない場合		監査委員会が選定する監査委員 (会社法408条1項2号)
(ウ) (ア)、(イ)以外の会社	a 株主総会が当該訴えについて会社を代表する者を定めた場合		その定められた者 (会社法353条)
	b 取締役会が当該訴えについて会社を代表する者を定めた場合		その定められた者 (会社法364条)
	c 上記のいずれにも該当しない場合		代表取締役 (会社法349条4項)

*裁判所提供のデータをもとに編集部で作成

締役以外の者となる場合があります。上記表の分類を参考にしてください。

(4) 出訴期間

会社訴訟の中には、訴えをもって請求できる期間が定められている事件が多数あります。

例えば、株主総会決議取消請求は株主総会決議の日から3か月以内が出訴期間とされ(会社法831条)、会社の組織に関する無効の訴えについては会社法828条1項各号においてそれぞれその出訴期間が定められています。

(5) 訴状に添付すべき付属書類

訴状の提出とともに添付する付属書類及び書証は、通常の訴訟とほぼ同じです。証拠説明書についても速やかな提出をお願いしています。

そのほか、特に商事事件として必要になるものについては以下のとおりです。

ア 履歴事項全部証明書

会社に関する訴訟なので、会社の登記簿が必要となります。会社の代表者のほか株式発行などの登記事項を確認する必要がありますので、現在事項証明書では足りず、履歴事項全部証明書が必要となります。

イ 定款又はそれに類する書証

会社組織に関する訴えでは、定款又はそれに類する書証も事前にご提出いただけると、訴状審査等が速やかに進んでいきます。また、上記表に記載した代表者が監査役になるか否かを判断する必要がある事件については、商業登記(履歴事項証明書)を見ただけでは、監査役設置会社という登記がされていても、実際に会社法の定義における監査役設置会社かどうか(監査役の監査の範囲が会計監査権限に限定されているかどうか。)が判別できない場合がありますので、定款写しの提出をお願いしています。

ウ 株主代表訴訟について

株主代表訴訟を提起される場合には、会社に対する提訴請求から60日を経過しないと提訴できませんので、それを証する書面として提訴請求書(会社法847条3項)の控え及び配達証明書の提出をお願いします。また、株主代表訴訟を提起した原告たる株主は、遅滞なく株式会社に対して訴訟告知をしなければならないことになっており(同法849条3項)、当部の運用として、訴訟提起時に訴訟告知書の提出をお願いしています。

また、株主代表訴訟の訴状に記載された被告の住所が就業場所(会社の住所地)とされているのに、

就業場所送達であることを意識せず、就業場所送達の要件を認定するための資料が一切提出されていない例がありますので、注意してください。

エ その他

株主総会決議の不存在・無効・取消訴訟においては株主総会議事録、役員報酬請求訴訟においては報酬規定、報酬を決定した際の議事録、内規、株式等、原告適格が株主である訴訟においては株主であることを証明する書類等の提出もお願いします。

2 訴状作成上の留意点 (請求の趣旨及び原因)

会社訴訟の訴状に記載する請求の趣旨及び請求原因について、「類型別会社訴訟Ⅰ・Ⅱ（第3版）」（判例タイムズ社）の記載例などを参考にしてください。

(1) 請求の趣旨

金銭請求以外の請求の趣旨については、定型的でないものが多いので、記載例を参考に、間違いのないように記載してください。

また、金銭請求の附帯請求の起算日について、請求原因でその主張がないものや、法律的に誤っているものが散見されますので、注意してください。例えば、任務懈怠による損害賠償請求の遅延損害金の起算日は、懈怠行為の日ではなく、請求の日の翌日（通常であれば訴状送達の日翌日）になります（最判平26.1.30判例時報2213号123頁）。

(2) 請求原因

請求原因についても、記載例を参照して、遺漏のないようにしてください。

例えば、取締役の報酬や退職慰労金を請求する場

合は、定款の定め又は株主総会の決議を請求原因として主張する必要がありますが、その点について全く主張がない訴状が散見されます。

また、株主代表訴訟や任務懈怠による損害賠償請求訴訟では、取締役等の注意義務違反の内容を特定する必要がありますが、訴状の記載内容が抽象的にすぎ、被告の防御に困難を来す例も見受けられますので、ご注意ください。

3 証拠調べ段階

(1) 証拠調べ段階における留意点

書証の取調べについては、前述しましたが、証拠説明書の提出のほか、速やかな審理進行のため、取り調べられる原本は、席上準備してお待ちください。

(2) 人証調べ期日について

尋問期日では、時間が限られていますので、以下の点についてご協力ください。

ア 使用法廷

当部では、東京家簡裁合同庁舎にある601号法廷及び306号法廷を主に使用します。東京高地簡裁合同庁舎ではありませんので、お越しの際は、ご注意ください。

イ 必要書類の作成等

開廷時刻よりも少し前に来庁していただき、宣誓書、出頭カード、旅費等請求書等の必要書類に記入していただくと、スムーズに尋問を行うことができます。

ウ 尋問に際してのお願い

書記官が調書を作成するに当たって支障を来すことがありますので、特に以下の点に注意してください。

(ア) 代理人が尋問を開始する場合には、その都度

「●●代理人から質問します。」などと発言してから尋問を開始してください。また、会社訴訟の場合、複数人の代理人が順番に尋問をされることも多く、そのような場合には「●●代理人○○」というように必ず名前まで名乗ってから尋問を開始してください。

- (イ) 会社訴訟では、書証が大部になることも多いので、書証を示す場合には、証拠番号及び尋問箇所（頁、行等）を明確に特定し、はっきりと発言してください。調書作成時に似たような証拠が複数あって、何を示して尋問したのか混乱することがあります。
- (ウ) 会社訴訟では、尋問中に役員や取引先等の固有名詞が頻出するので、固有名詞については、で

きる限り漢字など聞き直しをしてから、または、どの書面にその固有名詞が記載されているのかを示してから尋問を続けていただけると助かります。

- (エ) 特に難しいもの（漢字、読み方、つづり等）については、尋問の前後にメモ等を書記官に渡していただけると幸いです。
- (オ) 尋問する際には、指示代名詞を使った表現や動作による表現は避け、文字化して、表現するようにしてください。
- (カ) 尋問中、被尋問者が興奮して議論になることもままありますが、尋問者と被尋問者の声が重ならないよう、ご協力をお願いします。声が重なり続けると、発言の区別ができず調書作成に支障が出ますので、是非ともご協力ください。

column —コラム—

“3つの特徴”から見える会社訴訟の留意点

『類型別会社訴訟Ⅰ・Ⅱ〔第3版〕』（東京地方裁判所商事研究会編・判例タイムズ社）は、弁護士が会社訴訟を手がける際のバイブルというべき書籍だ。そのⅡ巻の「会社訴訟の審理に当たっての留意点—非公開会社の訴訟を中心に」という章に「会社訴訟の特徴」が整理されており興味深い（同書932頁）。

第1の特徴は、東京地裁商事部でも非公開会社の訴訟が大部分を占めており、その中でも約8割から9割が同族会社の訴訟であるということ。そのため、紛争当事者間の感情的なあつれきが大きく、「会社訴訟は、本来は和解になじむ訴訟類型であるが、…和解率はそれ程高くないように思われる」。

第2の特徴は、民事訴訟事件に占める会社訴訟の割合が少ないこと。「このためか会社法の理解が十分でな

いと思われる主張が散見される。」「会社訴訟に限らず、特別法の領域において、民法に引き付けて主張を構成してよいかは慎重に吟味する必要がある。」

第3の特徴は、特に非公開会社においては、会社法が要求する手続を遵守していないことが多いこと。「非公開会社においては、株主総会や取締役会を開催していない例が多く…従前からの慣例で株主総会や取締役会を開催していなかったという主張がされることもあるが、会社法は原則として強行法規であるから、そのような主張が容れられることはまずないであろう。」

弁護士にとって耳の痛い言葉もあるが、会社訴訟を手がける際には十分な留意が必要だろう。やはり『類型別会社訴訟』は手放せない。

（LIBRA編集部）

- (キ) 尋問を撤回する場合には、撤回する範囲が分かるようにしてください。
- (ク) 尋問が終わり、着席されているときにも、マイクはいろいろな音を拾っていますので、ご注意ください。

4 訴訟終了段階

(1) 和解

ア 和解について、その効果が当事者間のみならず会社組織等に及ぶときなどは、これを行うことができない場合があります。例えば、対世効がある判決（「株主総会決議の不存在等を確認する」、「取締役であることを確認する」、「新株発行を無効とする」、「合併を無効とする」等）と同一の内容の和解はできません。

株主代表訴訟、株主による取締役に対する違法行為差止請求訴訟においては、訴訟担当である株主に訴訟物の処分権はないので、請求の放棄はできません。また、株主代表訴訟における和解手続については、会社が当事者ではないため（補助参加していても同様。）当事者間での和解はできませんので、会社に和解の効力を及ぼすため、会社の承認がある又は承認があるとみなされる（会社法850条）手続をとるか、会社が利害関係人として和解に参加する必要があります（ただし、同族会社の争いで、株式譲渡で和解する場合には、和解の対象が責任追及の訴えの訴訟物ではないので、訴えの取下げ・同意と併せて、上記手続を経ることなく和解することもできます。）。

イ アのような制限がない場合には、他の民事事件と異ならず和解手続を行うことができます。商事事件の特殊性故に、その和解条項もバラエティーに富

む場合が多く、検討のため和解条項案の事前提出にご協力ください。また、和解条項案中に特定物を記載する必要があるときには、それを確認できる書類も併せてご提出ください。

(2) 判決

ア 判決書（和解調書も含む。）における当事者の表示のため、訴訟途中で当事者の住所変更又は法人の代表者変更等があった場合は、それらを証する書面及びその旨記載した上申書を、変更後速やかに、遅くとも口頭弁論終結時までには、提出してください。

イ 当部では、原則として、判決正本は交付送達により受領していただいています。判決正本の郵送による送達を希望される場合は、事前に担当書記官へご連絡ください。

(3) 控訴

控訴状は、通常事件と同じく、東京高地簡裁合同庁舎14階の民事訟廷事件係へ提出してください。

会社関係訴訟には判決に対世効が定められたものが複数あります。対世効のある判決について、控訴権放棄はできません。

(4) 登記嘱託

会社法937条に掲げる事項（例えば、総会決議無効等の請求）を認容する判決が確定したとき、当該総会で決議された事項等が登記されている場合には、その確定判決に基づき、速やかにその登記を抹消するため、職権で裁判所書記官が登記嘱託を行います。その際は、登記嘱託に必要な登録免許税（収入印紙）及び郵券の提出をご連絡しますので、速やかな対応をお願いします。

Ⅱ 手形・小切手訴訟編

1 訴訟提起段階における留意点

(1) 受付場所

東京地方裁判所では、手形・小切手訴訟の訴状は、民事第8部弁論係で直接受け付けています（事件記録符号(手ワ)）。民事訟廷事件係では受付を行いませんので、ご注意ください。

(2) 受付時間

受付時間は、8時30分から17時00分までですが、訴状審査を行うための時間がかかりますので、時間には余裕をもってお越しください。

(3) 管轄

ア 事物管轄

通常訴訟における規定が適用され、訴訟の目的の価額が140万円以下の場合は簡易裁判所に、これを超える場合には地方裁判所に裁判権があります（裁判所法33条1項1号、24条1号）。

イ 土地管轄

主として次の規定によって裁判所の管轄が定まります。

(ア) 被告の普通裁判籍（民訴法4条）

(イ) 手形支払地の裁判籍（同法5条2号）

支払地とは、手形上に記載されている手形金が支払われるべき地（手形法1条5号、同法75条4号）のことです。

(ウ) 義務履行地の裁判籍（民訴法5条1号）

(エ) 併合請求の裁判籍（同法7条）

(4) 訴状に添付すべき付属書類及び書証

添付書類は、通常訴訟と同じで資格証明書、委任

状等です。書証は、手形・小切手写し等です（手形の場合は、表面を甲第1号証の1、裏面を同号証の2、付箋を同号証の3、小切手の場合は、表面を甲第1号証の1、裏面を同号証の2としてください。）。

手形訴訟は1回結審が原則となりますので（民訴規則214条）、第1回口頭弁論期日に手形・小切手の原本を持参してください。

(5) 手形目録について

ア 手形番号は、原則として記載する必要はありません。（全ての記載事項が同じである手形が数通ある場合は、手形を特定するために手形番号を記載してください。）

イ 支払地及び振出地の記載については、最小独立行政区画（市町村及び東京都特別区）の記載が必要であり、かつ、それで足ります。したがって、東京の場合は、「東京都〇〇区」で足りますが、大阪市や横浜市などの区は独立の行政区画でないので区の記載はしないでください。

ウ 振出人、受取人、裏書人の記載は、「原告」や「被告」の肩書はつけず、手形の記載どおり法人名又は個人名を記載してください。

(6) その他

手形の受取人欄が白地のままでの手形や裏書の連続を欠く手形により手形訴訟を提起する例や、附帯請求について法定利息か遅延損害金かが訴状の記載から分からない例なども散見されますので、ご注意ください。

2 証拠調べ段階

手形・小切手訴訟においては、証拠方法が原則として書証のみに限定され（民訴法352条1項及び2項）、

例外的に書証の真否及び提示に関してのみ当事者本人尋問が許されます（同条3項）。したがって、証人の取調べ、鑑定、検証等もできません。

なお、手形・小切手の原本は期日に必ず持参してください。

3 訴訟終了段階

(1) 和解

当事者間で期日前に和解の合意ができた場合には、あらかじめ裁判所に和解条項案を連絡していただくと当日スムーズな進行が図れますのでご協力をお願いします。

(2) 通常手続移行

原告から口頭弁論終結前までに通常移行の申述があれば、それ以降は通常の民事訴訟の手続で行われますので、証拠調べの制限もなくなります。通常移行後も同じ民事第8部で審理されます（事件番号は変わりません。）。

なお、被告が欠席して欠席判決となるケースのときに、弁論を終結する際に、原告が通常移行の申述をすることは差し控えていただいています。

(3) 手形・小切手判決

判決言渡期日は、事案にもよりますが、口頭弁論終結日からおおむね1、2週間後になります。

(4) 不服申立て

手形・小切手判決において請求認容又は請求棄却の本案判決に対し不服があるときは、判決送達日から2週間以内に判決をした裁判所に異議を申し立てることができます。また、一般訴訟要件欠缺を理由とする訴え却下の訴訟判決に対しては控訴ができますが、

特別訴訟要件（民訴法350条1項）の欠缺を理由とする訴え却下の訴訟判決に対しては不服申立ての方法はありません。

なお、異議申立書の提出先は民事第8部になりますが、民事訟廷事件係で民事通常事件として立件（事件記録符号(ワ)の番号がつきます。）された後、民事第8部ではない通常部で審理されることになります。

(5) 執行停止

手形異議申立てに伴う執行停止については、停止要件が厳格ですのでご注意ください（民訴法403条1項4号）。民事第8部で手形・小切手訴訟事件の事件記録を保管している間に申し立てられた執行停止事件は当部で審理を担当します。

Ⅲ 商事保全(仮差押・仮処分)編

1 申立段階における留意点

(1) 当部で取り扱う事件の種類

ア 民事第8部が担当する保全事件は、「Ⅰ 会社訴訟編」1の(1)に記載のある事件を本案とする仮差押事件・仮処分事件（仮差押命令・仮処分命令に対する異議・取消しを含む。）並びにこれに関する執行異議及び執行停止事件です。

イ 民事第9部（保全部）との関係

一般の民事事件に関する仮差押事件及び仮処分事件は、原則として民事第9部が担当しますが、例外的に会社更生手続の開始の申立てがされた会社、保全部管理人又は管財人を当事者とする仮処分事件（仮処分命令に対する異議・取消しを含む。）並びにこれに関する執行異議及び執行停止事件は民事

第8部で担当します。

(2) 受付場所

民事第8部が担当する保全事件の申立書は、民事第8部保全係で直接受け付けています（事件記録符号(ヨ)、事件番号は20000番台）。

(3) 受付時間等

申立書の審査には30分から40分程度の時間がかかりますので、午前は11時までに、午後は4時までにお越しください。

受付段階での債権者面接については、申立書の審査を行った上で、裁判官がその要否を判断します。また、債権者が即日の面接を希望していても、事案が複雑であったり、期日が立て込んでいる場合には、即日の面接ができない場合もあります。

(4) 管轄

保全命令申立ては、本案の管轄裁判所に管轄がある旨定められています（民事保全法12条）。「本案の管轄裁判所」については、「I 会社訴訟編」1の(2)を参照してください。本案が会社の本店所在地を専属管轄とする場合、受付の際に、当該会社の本店所在地を登記事項証明書で確認することになります。

(5) 申立書作成上の留意事項

ア 当事者

取締役と会社との間の保全事件では、「I 会社訴訟編」1の(3)イを参照して、会社を代表する者を検討してください。また、債権者及び債務者を誰にするかについても、被保全権利や登記の状況等によって異なるため、被保全権利を明確にした上で、検討してください（例えば、債務者は、会社のみの

場合、取締役のみの場合、両方の場合があります。）。

イ 被保全権利と保全の必要性

被保全権利が不明確であると、審理の対象が定まらず、債務者の反論も困難となり、適切な当事者の選択もできなくなって、手続の円滑な進行に支障を来しますので、申立書で被保全権利を明確にしてください。また、保全の必要性についても、申立書に全く記載しないものや抽象的な記載にとどまるものが散見されますが、具体的に主張し疎明してください（民事保全法23条2項参照）。

ウ 要急事案

新株発行差止仮処分や株主総会開催禁止仮処分などで、新株発行日や株主総会開催予定日が決まっており、かつ、その日にちが切迫している事案は、できるだけ早く申立てを行ってください。また、可能な限り早く審尋を行いたいので、日程の確保にもご協力ください。

(6) 申立書に添付すべき付属書類

ア 申立書添付書類

申立書副本（債務者人数分）、委任状、登記事項証明書など

イ 証拠書類（正本・副本）

株主総会議事録、取締役会議事録、定款など

(7) 申立手数料

申立て1件につき2000円となります（民事訴訟費用等に関する法律3条1項、同別表第一11の2ロ）。

申立ての個数の数え方は、本案の訴額の算定方法に準じます。債権者が複数でも数個の申立てとは考えません。具体例は、次のとおりです。

ア 職務執行停止・代行者選任

(ア) 決議取消確認訴訟等を本案とする申立ての場合

合、取消し等の対象となる決議が1個であれば、債権者・債務者（取締役）の人数にかかわらず、本案の訴額の算定方法（決議1個につき160万円）に準じて、申立手数料は2000円。

- (イ) 取締役解任を本案とする申立ての場合、債権者の数にかかわらず、債務者会社及び債務者取締役1名で1個の申立てであり（申立手数料2000円）、以降債務者会社又は取締役が1名増えるごとに2000円を加算します。

イ 議決権行使禁止

- (ア) 債権者の株主権（議決権）に基づく妨害排除請求権を被保全権利とする場合、株主名簿上の株主及び会社を債務者として申し立てることになりますが、申立手数料の算定方法は、債務者となる1名の株主ごとに1個の申立てとし、以降株主が1名増えるごとに2000円を加算します。
- (イ) 新株発行無効を被保全権利とする場合、無効の対象となる新株発行が1回であれば、債権者・債務者（株主名簿上の株主）の人数に関わりなく、本案の訴額の算定方法（1回の新株発行につき160万円）に準じて、申立手数料は2000円。

2 審理段階

(1) 申立書の補正

申立書に1(5)の留意事項に該当するなどの不備があった場合、補正の連絡をしますので、速やかに補正をお願いします。補正が遅れると第1回審尋期日の指定も遅れ、事件の速やかな進行の妨げとなりますので、ご協力ください。

(2) 審尋期日

当部では、必要に応じて、債務者も立ち会うこと

ができる双方審尋を行っています。双方審尋を行う場合には、通常、債権者と裁判所とで予定を調整して審尋期日を決めて、債務者の呼出しを行います。申立書に不備がなければ、申立日から1週間から10日くらいの間の日にちを審尋期日に指定しています。ただし、前述の新株発行差止仮処分などの要急事案は可能な限り早い日にちを指定しています。

3 手続終了段階

(1) 決定

ア 却下決定手続

却下決定に対しては、不服申立てとして(2)のアの即時抗告をすることができます。

イ 認容決定手続

(ア) 担保の告知

裁判官が審理の結果認容すべきと判断した場合には、原則として、発令前に担保決定を行い、債権者側に担保の告知をします。

(イ) 担保額

担保は、会社の規模、事案の内容及び被保全権利の疎明の強弱等を斟酌して決定します。

(ウ) 担保提供期間

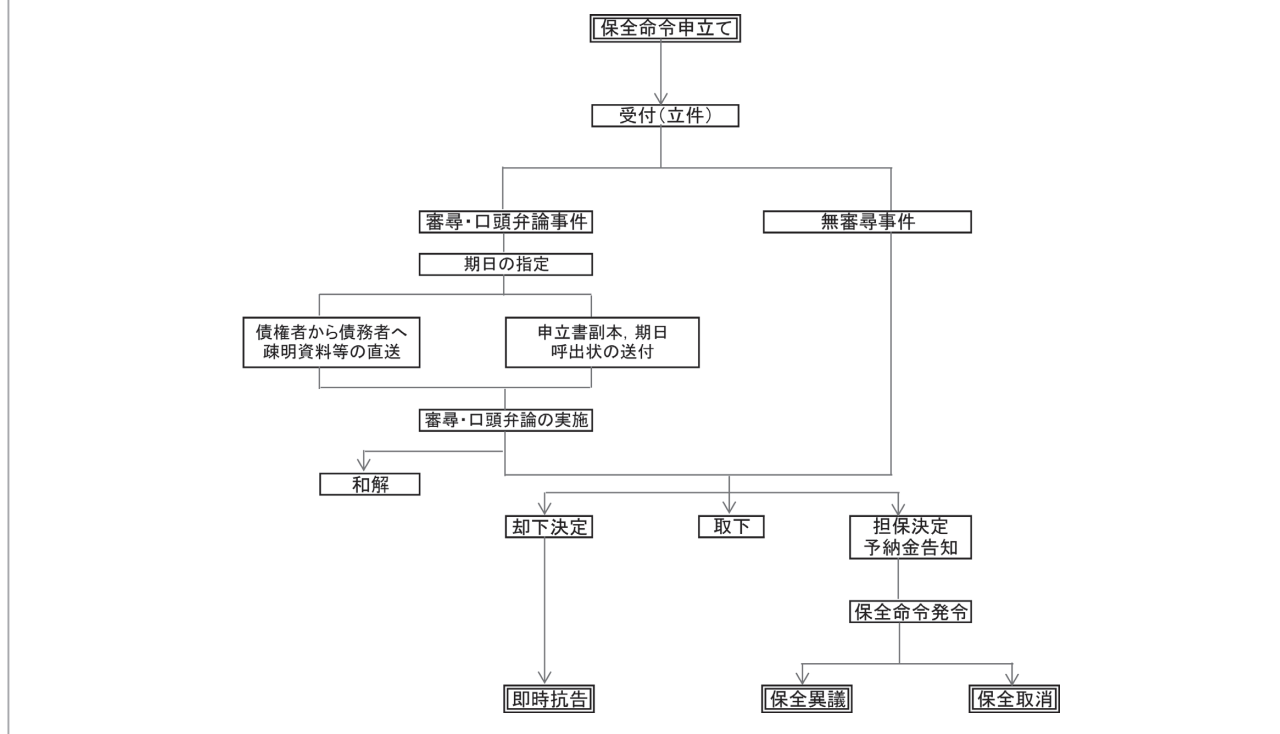
担保の提供期間は通常3日から5日程度です。この期間の計算については、初日（担保決定告知の日）は算入しません（民訴法95条1項、民法140条）。

(エ) 担保の提供方法

担保の納入は、原則として金銭又は裁判所が相当と認めた有価証券を供託する方法及び民事保全規則2条に定める方法（支払保証委託契約を締結する方法）によって行います。

なお、供託所は、原則として東京地方裁判所

商事保全命令申立事件における処理手続概要図（その1）



*裁判所作成

の管轄区域内にある法務局になります（民事保全法4条1項，供託法1条）。

(オ) 民事予納金の納付

職務代行者選任申立てにおいては，代行者の報酬や実費を確保する目的で役員報酬の6か月分を予納していただいています。予納金の金額は，会社の規模や職務代行者の職務内容によって異なるので，事件ごとに裁判官の判断事項となります。

予納金の納付方法については，通常の民事予納金の納付手続と同じです。

(カ) 立担保証明書の提出

- a 現金や有価証券を供託する方法又は支払保証委託契約を締結する方法により担保を立てた場合は，担保を立てたことの証明書を提出していただきます。
- b 現金や有価証券を供託した場合は，供託書正本及びその写しを提出していただきます。
- c 支払保証委託契約を締結する方法の場合は，支払保証委託契約を締結した銀行等の支店長等が契約書の写しに「この支払保証委託契約が締結されていることを証明します。」という文言を記載した支払保証委託契約締結証明書を提出していただきます。

(キ) 誓約書の提出

職務代行者選任申立てでは，立担保証明書とともに，追納命令が出たときは直ちに仮処分事件の費用を予納し，予納できないときは当該申立てを取り下げる旨の誓約書を提出していただきます。

(2) 不服申立て【12-13頁 概要図参照】

ア 即時抗告

(ア) 抗告期間

保全命令の申立てを却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができます。即時抗告期間は，債権者が裁判の告知を受けた日から2週間です（民事保全法19条1項）。

(イ) 申立書の提出

即時抗告の申立書の提出先は，民事訴訟事件係です（事件記録符号(ソラ)）。

(ウ) 申立手数料

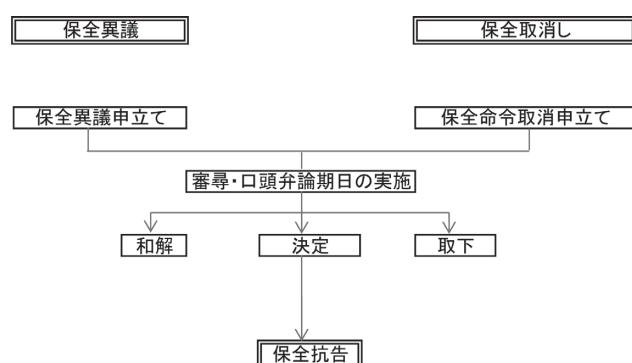
1の(7)の基準で算出した額の1.5倍（2000円であればその1.5倍の3000円）になります（民事訴訟費用等に関する法律別表第一18(3)）。

イ 保全異議の申立て

(ア) 申立書の提出

保全異議の申立書の提出先は，民事訴訟事件

商事保全命令申立事件における処理手続概要図（その2）



* 裁判所作成

係です（事件記録符号(モ)、事件番号は40000番台）。

(イ) 申立手数料

500円（民事訴訟費用等に関する法律別表第一17ハ）。

ウ 保全取消しの申立て

(ア) 申立書の提出

保全取消しの申立書の提出先は、民事訴訟事件係です（事件記録符号等につき保全異議に同じ。）。

(イ) 申立手数料

500円（民事訴訟費用等に関する法律別表第一17ハ）。

(3) 登記嘱託（職務執行停止・代行者選任申立事件の場合）

ア 認容決定がされた場合

速やかに（民事保全法43条2項；保全執行は債権者に送達後2週間以内にしなければならない。）法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する法務局へ裁判所書記官名で嘱託する必要があるため（民事保全法56条）、債権者には、登録免許税として収入印紙6万円（職務執行停止分3万円、代行者選任分3万円（登録免許税法別表第一の二十四の（一）タ））を、嘱託手続に必要な郵券と共に直ちに納付していただきます。

イ 職務代行者の任務の終了

職務代行者の任務が終了したときは、職務代行者の登記の抹消登記をします。本案訴訟の認容判決が確定しても職務代行者は当然にその地位を失

うものではなく、保全命令申立ての取下げ又は保全取消しの申立てに基づいて原決定が取り消されて初めてその地位を失います。ただし、本案訴訟の認容判決が確定したときは、本案訴訟の担当書記官が保全命令の基礎となった株主総会決議の取消し（無効又は不存在）等の登記の嘱託を行い、これにより総会で選任された取締役等の登記は抹消されるので、それに伴い登記官は職務代行者の登記を職務で抹消することとなります（これは、認容判決により職務執行停止を受けている取締役等の登記が抹消されて従前の取締役等の登記が復活するので、職務代行者の登記の基礎を欠くことになるからです）。そのため、保全裁判所としての抹消登記嘱託は不要になりますが、本案事件の終了と保全事件の終了とは別個であり、職務代行者への報酬の支払との関係でも、債権者からの取下書の提出が必要になります。

これに対し、原告（債権者）敗訴の判決が確定したときは、債権者から取下書を提出していただき、抹消登記の嘱託をします。債権者が取下書を提出しないときには、債務者に事情変更による保全取消しの申立てをしてもらい、裁判所が取消決定をし、それに基づき抹消登記の嘱託をします。

抹消登記の登録免許税は2万円（従たる事務所は6000円）です（登録免許税法別表第一の二十四の（一）ナ、同（二）ロ）。なお、事情変更による取消しの申立てに基づく抹消登記のときは、債権者から収入印紙を納付させることが困難なので、債務者に納付していただきます。

INTERVIEW：インタビュー



高校生写真家 千葉拓人さん

今月号のインタビューの千葉拓人さんは、現役高校生のカメラマンです。

千葉さんは、中学生のときに宮城県の石巻で東日本大震災を経験され、震災の現場と震災のその後を多くの方に知っていただくために、日本各地で「ツタエル」という企画名で写真展を開催されています。当会でも、2014年7月14日より7月30日まで、会館の1F等で展示をしておりましたので、ご覧になった会員も多いかと思います。

千葉さんは、今日も、愛用機のEOSの7Dと、5DのMark IIIで、東北の様々な風景を切り取っておられることと思います。そんな千葉さんに、カメラのことから震災のことまで色々とお話をうかがって参りました。（聞き手・構成：西岡 毅）

—— 幼稚園のときに初めてカメラを手にとられたとお聞きしました。

年少か年中のときに祖父からEOS Kissのフィルムカメラを持たされ、撮影していました。小学生のときに祖父からライカのM4という機種を譲り受けました。

—— 高級品ですね。でも、M4は露出の設定等が子どもには難しかったんじゃないですか。

現像やプリントは全部写真屋さんをお願いしていましたが、露出計も使わずに自分の感覚でやっていたので、失敗が多くて、というか、失敗が多すぎて（笑）。

—— フィルムカメラとデジタルカメラは、何か違いますか。

フィルムと比べるとデジタルは枚数を気にせず撮れるので、そこが一番違いますね。フィルムの場合は例えば24枚とか、36枚とか撮影枚数に制限がありますね。それに、フィルムの現像代も高かったりするので（笑）。

—— しかも、現像に出して返ってくるまで、きちんと撮れているかどうか分からないですね。カメラはどなたかに教わったりしたんでしょうか。

カメラ技術を教わったりしたことではないですけど、自分の卒業アルバムを担当してもらった地元の写真館

のカメラマンさんがおられて、とりあえずはその方を目標にしようと思って今までやってきました。

—— 今回、展覧会を拝見させていただいて、個人的に一番印象的だったのが「夏の終わり」というヒマワリのお写真です（*表紙裏にカラー写真を掲載）。あのお写真はちょっと露出をアンダー気味で撮ってという狙いでやっていらっしゃると思うんですけど（*露出アンダーで撮影すると暗い感じの画面になります）、そういった技法も独学なんですか。

はい、全て独学ですね。カメラをいじっている間にいじり方とか、操作の仕方を少しずつ覚えていきました。

—— 展覧会にはカラー写真とモノクロ写真がありますが、カラーとモノクロの撮り分けはどのようにされていますか。

メッセージ性の強いものはモノクロで撮っています。モノクロの方が情報量は少ないんですが、強い印象を与えることができると思っています。

—— なるほど。千葉さんは、好きな写真のジャンルはありますか。

風景も好きなんですけど、最近は、グラビアが面白いと思います。

——実際にグラビア撮影をおやりになったことはありますか。

撮影経験はないです。今までは風景しか撮ってなかったんですけど、だんだん人に興味が出てきて。

——実際に誰を撮りたいですか。

『サマーレスキュー』というドラマに出ていらっしゃる尾野真千子さんとか撮ってみたいです。美しい方です。

——それでは、今回、弁護士会館での写真展、「ツタエル」展のきっかけとなった東日本大震災についてお聞きしたいと思います。まず、震災当日のことを教えてください。

僕は15歳で、丁度、中学校の卒業式の日でした。

——卒業式ということで、皆さんで友達と羽を伸ばそうと、そういうときですよ。

はい。友人とカラオケボックスに入ってすぐに揺れてきて、最初はそれほどでもなかったんですけど、「何かいつもより揺れが長くない？」って、友人としゃべり始めたあたりで、もうとんでもない揺れに変わって。これは今までの地震とは全然違うものだと思います。

——その後はどうされましたか。

友人の1人が携帯を持っていたんですが、全然つながらなくて。それで、やっとメールが1回だけ通じて、友人の家族が迎えに来るという話になって、40～50分ぐらいで迎えに来てもらいました。そのとき、車の渋滞をすり抜けながら逃げる途中で、北上川を津波が逆流というか、遡ってきているのが見えました。

——千葉さんは、すぐに家族と連絡がとれましたか。

友人の家から父に電話がつながって、その後、自宅へ戻りました。初日はそんな感じですね。なんとか無事に家族全員がそろいました。

——ご自宅では、津波の心配はされましたか。

自宅は海岸からはそこそこ距離があって、なおかつ家は山の上にあるので津波の心配はしなかったんです。でも海岸から僕の家まで車で15分以上かかる距離なのに、家の2キロ手前まで津波が来ていましたから、相当なものです。

——津波の被害の内容は、震災当日はニュースで確認もできなかったですか。

そもそも停電だったのでテレビがつかず、情報が何も入りませんでした。でも、初日の夜、寝る前に父と一緒に山の上に登ったら、石巻全体がオレンジ色に光るような感じでした。街全体停電なのに、火事で石巻の海岸沿いが燃えているのと、七ヶ浜の火力発電所、そこは何十キロと離れているんですけど、そっちもオレンジ色に光っているのが見えて、すごい光景でした。

——千葉さんは、震災のときから、震災の状況を写真に収めていらっしゃいましたよね。でも、あるときにそれを全部消してしまったとお聞きしました。そのきっかけについて、教えてください。

僕の撮り方も悪かったんですけど、家の基礎部分だけになっている家の前で泣いている親子を撮ったときに、近くにいた男性に「撮ってどうするんだ！」と言われてしまって。

——知らない方ですか。

そうです。怒鳴り散らされて、その場ではどうしていいか分からなくなって逃げたんですけど、でも家に戻った後に、「自分、写真撮ってどうするんだろう」と考えて、答えを見出すことができなかった。それでいろいろな感情があって、何かその親子に対する申し訳なさとか、「自分、何をやっているんだろうな」みたいな悔しさとか、そういうものがいろいろあって、その日に、それまで撮っていた震災の写真全部をほかりました。

——ほかるというのは？

捨てるということです。写真のデータをPCのゴミ箱に入れて、ゴミ箱を空にして、完全に消去しました。ちなみに、これだとサルベージ（*消去したデータの復元のこと）できるじゃないかと言われるんですけど、2011年12月にあった余震で、パソコンが床に落ちて完全に壊れたので、復元もできなくなってしまいました。ちょっともったいないことをしたなど、今は悔やみますけど。

——その時点で何枚ぐらい写真を撮っていたんですか。

何枚だろう。容量が200ギガを超えていたので、

たぶん3万枚以上だと思います。

——消してしまうまでの撮影期間はどれくらいでしたか。
2カ月くらいです。

——震災直後のその時期に撮っていた写真はどのような写真が多いんですかね。というのは、今、展覧会を拝見すると、子どもたちの笑顔とか、花とか、復興に向けた写真という感じがするんですが。

震災直後の写真は、家に船や車が突っ込んだような写真、遺体安置場の写真なんかが多かったです。メッセージ性が強いと言えば聞こえはいいですけど、過激な写真がすごく多かったと思います。

——そうやって結局写真をいったん消してしまって、その後、もう1回撮ろうと思うまで、どれぐらい時間がかかりましたか。
悩んでいたわりにはすごく回復が早くて、1～2週間だと思います。

——撮影再開のきっかけはありましたか。
僕は、がれきの撤去とかのボランティアもしていたんですけど、偶然、神戸から来た男性と同じ班になって、僕が怒鳴られて写真を消したんだという話をしたときに、そんなに間違ったことをしていないんじゃないかなという話をしてもらったんです。神戸の震災を経験した人から、写真とか映像の記録を残すことの大切さを話してもらって、それじゃあ、また撮ろうと思い始めることができました。

——写真撮影を再開して、注意したことはありますか。
撮影をさせてもらう側として、写真を撮らせてくれた人に対して配慮というか、心遣い、気遣いをしたりとか、そういうことは意識するようになりました。

——その後、撮り溜めた写真が今回の企画「ツタエル」につながったきっかけは何ですか。

最初のきっかけは、2012年の3月11日に「石巻日日こども新聞」という新聞の創刊のときに、声をかけていただいたことですね。3カ月に1回、年4回発行されています。それで、その新聞の取材に行ったり、取材

の写真を撮ったりしていました。そうしたところ、何かの拍子に石巻で写真展をやりたいという話になって。それで、新聞記者として活動してきたから、じゃあ、情報の発信ということで「ツタエル」企画にしようという流れです。

——企画名は千葉さんの命名ですか。
はい。最初は、漢字の「伝える」というタイトルだったんですけど、何か味気ないねというので片仮名にしたら、何かちょっとしっくりくるというか、片仮名にすることによって想像する余地というか、いろいろなことを思うことができるんじゃないかと。

——そうやって「ツタエル」企画として、2013年の10月、石巻での写真の個展では何枚発表されたんですか。
スペースの都合で9枚でした。

——何枚から選んでの9枚ですか。
たぶん8万枚とか、9万枚とか、それぐらいだったと思います。

——ご自身で全部選ぶんですか。
そうです。1日何時間も選ぶ作業をやって、全部確認し終わるのに8日かかっています。

——その後、日本各地でも写真展をされていますね。
埼玉県の川口、秋田県の秋田市、そして、東京都の神田ですね。ありがたいことに、石巻でやったときに遠方から来た方が、関東でやってみないかと声をかけてくださいました。

——今回の当会での「ツタエル」企画のきっかけは、その神田の写真展のときですか。
東京弁護士会の小野田峻弁護士が、神田の写真展をご覧になって、声をかけてくれたのがきっかけです。

——写真展の今後はいかがですか。
ほかの地域のいろいろな人に見てもらいたいという思いはありますが、あんまり欲を出すとよくないかなとも思いながら。なので、謙虚に、取りあえず次に、

ツタエル

東日本大震災を伝える高校生
千葉拓人 写真展

企画名は最初、漢字の「伝える」だったんですけど、片仮名にしたら何かしっくりくる。想像する余地というか、いろいろなことを思うことができるんじゃないかと。

千葉 拓人



9月に京都府での写真展が決まっているので、その成功が目標です（*本インタビューは2014年7月30日に行った。写真展は無事終了した）。

——千葉さんの進路はいかがでしょうか。

高校の卒業が来年予定で、その後は、写真の専門学校には行こうと思っています。

——今回、企画で弁護士にもお会いになったと思うんですけど、それまで、弁護士というどのようなイメージがありましたか。

『リーガル・ハイ』の古美門^{こみかど}弁護士（*フジテレビ系列のドラマ。古美門弁護士は、堺雅人さん演じる敏腕弁護士のイメージですね（笑））。

——なるほど（笑）。そのドラマには新垣結衣さんも弁護士役で出ていますね。新垣さんみたいな弁護士もいると思っていっぱいしましたか。

いてほしいなとは思いますが（笑）。いないですか？

——いると思います（笑）。今回の企画で、たくさんの弁護士にお会いになったと思うんですけど、実際、お会いになってみていかがでしたか。

お会いする前は、弁護士の方って、何かこう、利益追求がすごいような人達なんじゃないかと思ったんで

すけど、今回、「ツタエル」企画でかかわったような先生方は、すごく僕の思っていた弁護士とはまた全然違って、フランクというか、柔らかい方たちでした。

——さっきの松田弁護士は東京弁護士会の現副会長ですが、お茶をついで肩をもんでいかれましたね（笑）。

本当にもう頭が上がらないです。

——弁護士会のイメージというと、いかがでしたか。

とりあえず弁護士さんたちが集まっている団体というくらいの認識でした。すみません。ちょっと予備知識がなくて。

——いえいえ、とんでもありません。これからは、弁護士会ももっと工夫して広報にも力を入れていきたいと思っているところなので、例えば、お写真のことでお力添えをお願いすることもあるかと思いますが、そのときは是非よろしく願いいたします。

はい、よろしくお願いします。

プロフィール ちば・ひろと

1995年生まれ。中学3年生の時に宮城県石巻市で東日本大震災を経験。震災の記憶と教訓を伝える使命を感じ写真を撮り続ける。その数は10万枚を超えた。石巻地域の子どもたちによる情報発信活動「石巻日々こども新聞」創刊（2012年3月）から記者として活動。第4回国際防災グローバルプラットフォーム（2013年5月、スイス・ジュネーブにて開催）には宮城県の高校生を代表して参加するなど、震災の経験と学びを発信する活動を行っている。

世界大都市弁護士会会議 フィラデルフィア大会報告

国際委員会 副委員長 山原 英治 (44 期)

委員 中野 竹司 (59 期)

1 フィラデルフィア大会概要

本年9月11日から13日まで3日間にわたり、フィラデルフィア弁護士会が主催して、世界大都市弁護士会会議 (World City Bar Leaders ; 略称WCBL) がフィラデルフィア市内の3つの会場で開催された。

同会議には、世界の大都市の17の弁護士会の会長または次期会長を中心とした各都市の代表が集まり、前回同様盛り上がりを見せた。

会場であるフィラデルフィアは、米国合衆国独立宣言の街であり、古い町並みを残す美しい都市であった。

同会議は大都市の弁護士会が抱える諸問題を共有することを目的として創設され、2000年にニューヨーク・ロンドン・パリ・東京の4弁護士会が発起人となってニューヨークで開催されて以降開催されてきたもので、今回が9回目の会議となる。

会議では、「裁判所と弁護士の倫理と懲戒」「安全保障とプライバシー」「バーンス財団の法的歴史」「インターナショナル・ディスカバリー」「大災害への取り組み」「司法へのアクセス」「法律ビジネス」の7セッションが行われ活発な意見交換がなされた。

また、美術館や野球場等で開催されたレセプションやディナー等の機会では、各国の弁護士会の代表団と楽しい交流の時間を過ごすことができ、また昼間のセッションの内容について突っ込んだ議論がなされる場面もあった。

2 各セッションの様子

今回のフィラデルフィア大会では、1つのセッションについて1時間30分程度、主としてフィラデルフィア弁護士会の会員が交代でモデレーター (進行役) を務め、参加弁護士



会の弁護士によるプレゼンテーションを行い、全参加者が討議・意見交換をするという、インタラクティブなスタイルで進められた。また、各セッションのスピーカーのほとんどは、事前にパワーポイントや関連する資料を配布するなど、セッションを効率的に運営できるように努めていた。各セッションに割り当てられた時間はかなりきちんと守られていた。このセッションで配布された資料はWCBLのHPで見ることが出来る (<http://www.worldcitybars2014.com/>)。

これらのセッションの中で、今回最大の派遣人数を擁する東京弁護士会是最も活発に発表を行った弁護士会でもあった。スノーデン氏によって米国国家安全保障局の個人情報収集の手口が暴露されて以来の大きな関心が背景にある1日目の「安全保障とプライバシー」では、実際に米国の情報機関で働いていた弁護士によって安全保障上の理由で最低限の情報収集の必要性が強調され濫用懸念に対する反論がなされたが、当会からは平澤真国際委員会委員が日本の特定秘密保護法についてその制定の経緯と定義上の問題点、弁護士会の対応を報告したことによってこのテーマに対する議論に深みを与えることとなった。

2日目のセッションでは、「インターナショナル・ディスカバリー」でフィラデルフィア弁護士会側から多数人間で無防備に「情報共有」されている日本企業の米国ディスカバリー手続下での脆弱性が指摘されたが、早川吉尚国際委員会副委員長からは日本企業がディスカバリー手続で負担させられている過重な費用は必然ではない、例えば翻訳やアソシエート・レベルで行われる初期的な情報取捨選択を日本の弁護士側がサポートすることで軽減できるはずだ、とのユニークな分析が示され、これは訴訟を主導する米国弁護士側の報酬低減効果もあることから活発な意見交換がなされることとなった。

次に、「大災害への取り組み」では、9.11やBPによるメキシコ湾海洋汚染などの被害者救済ファンド創設に大きな貢献をした著名弁護士Kenneth R. Feinberg氏がこのようなファンド創設を訴訟社会米国での「訴訟回避の必要性」で位置付けたのに対し、山原英治国際委員会副委員長は福島第一原発損害賠償問題を中心に、3.11以降過去3年間「迅速な被害者救済」を目的として当会・当会会員ら日本の弁護士が諸活動を行い原賠ADR制度創設・運用に貢献してきたことを説明した。更に復興への課題や近時の訴訟状況などについて、被害者相談の実体験を交え様々な角度から報告を行った。

続く「司法へのアクセス」では、早川吉尚国際委員会副委員長が日本の多様なADR制度について報告し、ADR制度が司法へのアクセスに果たしている役割について報告を行った。

東京弁護士会員以外の参加者による報告内容を詳細に記



載する紙幅はないが、上述の他では、例えば米国の「バーンズ財団の法的歴史」ではフィラデルフィアが誇るバーンズ財団の美術品を巡る様々な法的ドラマが紹介されたのはユニークだった。また「法律ビジネス」のセッションでは、弁護士広告自由化が進んだ米国の現状、特にインターネットを通じた過激な弁護士広告の例（弁護士倫理に反した内容だが放置されている）が紹介され、抑制的な広告状況を報告したフランクフルト、ジャカルタとの差異が甚だしかったこともあり、各国弁護士に衝撃を与えた。このように、非常に多岐にわたるテーマで、興味深い講演及び議論がなされた。

3 各大都市弁護士会の紹介タイムと東京オリンピックの紹介

ところで、WCBLでは、セッションの合間や、1日の終わりに、バー・プレゼンテーション・タイムと称して、各大都市弁護士会が自己紹介を行う時間が設けられている。今回も弁護士会の法的な位置づけ（例えば、フィラデルフィア弁護士会等、会員登録は任意である弁護士会は世界に珍しくない）、人数、会の組織、活動内容、課題などについて紹介があった。東京弁護士会は、財務担当責任者でもある栗林勉副会長自身が当会の財政規模や弁護士自治、東京弁護士会の運営について紹介し、各国弁護士会からは当会の規模の大きさに驚きの声が上がった。更に当会はこの紹介タイムとは別枠で2020年開催予定の東京オリンピックに関連して日本のイメージ映像を流し、各国の関心を喚起した。

4 世界大都市弁護士会会議の今後

次回会議はスペインのバルセロナ市で開催されることが決まっており、閉会直前の最終打ち合わせではバルセロナ弁護士会代表者から帰国後同会内で次回大会の日程について協議を行い連絡するとの発言があった。その打ち合わせでは強く立候補の意思を示す都市が無かったため次回会議開催地は決まらなかったが、ここまでの開催地の地理的動向を考慮するとアジア、特にWCBL創設メンバーである東京が有力候補であることは参加者内で認識が共有されたようである。

魅力と活力ある東弁に！

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取り組みを毎月ご報告します。

オアシス15周年



副会長 富永 忠祐 (46期)

高齢者と障害者の福祉のあり方が「措置から契約へ」と転換し、平成12年4月からは介護保険制度と成年後見制度が導入されましたが、当会では、それに先立ち、高齢者や障害者をめぐる様々な課題を踏まえ、従来の法律相談や弁護士斡旋とは質的に異なる、継続した財産管理業務を中心とした高齢者・障害者のための財産管理機構の設立を検討するため、平成10年1月に高齢者・障害者のための財産管理機構設立に関する協議会の初会合が行われ、検討が重ねられた結果、平成11年4月には第1回の高齢者・障害者の権利に関する特別委員会が開催されました。そして、いよいよ同年10月22日に高齢者・障害者総合支援センターが発足しました。オアシスの誕生です。

オアシスは、日本一の権利擁護センターを作りたいという至高の志を抱いた委員による精力的な活動に支えられて、着実に業績を築いてきました。オアシスの主な業務は、専門法律相談、財産管理・身上監護支援、介護・福祉支援、精神保健支援、虐待防止支援、成

年後見等支援などですが、これら以外にも、高齢者や障害者の権利擁護に関わる諸問題につき、幅広い活動をしています。

成年後見制度の関係では、オアシスは、成年後見人等や後見監督人等の候補者として優れた人材を東京家庭裁判所に推薦しています。近時、成年後見人等の不祥事が問題とされていますが、オアシスとしては、名簿登録者に対する指導監督を強化するとともに、研修をより一層充実することによって、質の高い後見業務の担い手を供給できるよう、万全の態勢を整える所存です。

さて、オアシスは今年で15周年を迎えます。そこで、これまでのオアシスの足跡を辿りつつ、今後におけるオアシスの更なる飛躍の礎とすべく、平成27年1月27日(火)に15周年記念シンポジウムをクレオで開催します。福祉関係者をお招きして、自治体との連携のあり方等について議論していただく予定ですので、是非、奮ってご参加下さい。

任期前半を振り返り、後半へ向けて

副会長 船木 秀信 (42期)

副会長の任期の前半を終えました。週2回の理事者会での協議、担当委員会・協議会への出席の他、常議員会・総会の準備・進行、市民会議の開催、業務課新設、マネジメント会議立ち上げ、パブリック事務所との協議、他会理事者室との意見交換会、職員人事・労務への取り組み等々、連日、弁護士会館で忙しかっているという思いはありましたが、こうして書き上げてみると、まだまだというべきでしょうか。

任期後半に向け、法律相談センター改革方針の策定と着手、マネジメント会議からの提言の実行プラン定立、嘱託制度の整備、一人法人の清算手続きへの弁護士会の関与、パブリック事務所との協力関係の再構築、法曹養成問題、事務局組織・業務バランスの調整等々取り組むべき課題も多く、再度気合を入れ、「ヨッコラショ」と、もう一歩足を進めます。

法曹養成問題

副会長 柴垣 明彦 (44 期)

みなさん、こんにちは。9月に今年の司法試験の合格発表がありました。今年の合格者は1810名でした。この数字をどう評価するのか。日弁連理事会でも、様々な見方がありました。東弁の中でも、同様です。しかしながら、数字の多寡だけを議論すること自体はあまり有益ではないと思います。合格者を修習と継続教育を通じてどのように一人前の法律家に育て上げるのか、弁護士も

協力をしている法科大学院の教育の質をどのようにあげていくのか、司法試験や予備試験をどうするか、さらには修習生への経済的支援の拡大などを総合的・複眼的に検討して意見をまとめていく必要があると思います。日弁連の錯綜した議論に一石を投じる東弁の意見があるように感じています。

福岡県弁護士会との意見交換会と合同図書館

副会長 彦坂 浩一 (44 期)

秋は、司法シンポ・関弁連大会・人権大会など各種シンポジウム・大会に参加します。また、いくつかの弁護士会の理事者との意見交換会も実施しています。

9月27日は、福岡県弁護士会の役員との意見交換会でした。会員サポートなどをテーマに貴重な意見交換ができました。また、当日は、会館の案内もさせていただきましたが、その中でも合同図書館の充実ぶりについては感心していただきました。普段当然のように思うであろう図書館ですが、改めて、これだけの法律専門書を揃えて

いる図書館があることは誇るべきことだと思いました。

図書館には、日弁連が2つに分かれていたときの会報誌が保管されていたり、そのほか歴史的な貴重な資料も多くあります。先日は、研究者の方から明治10年代の裁判記録のマイクロフィルムを閲覧したいとの申請がありましたが、そのようなものまで図書館にあるのかと逆に驚きました。

秋は、読書の季節でもあります。どうぞ、図書館にお越しください。

健康と教養,そしてセーフティネット

副会長 松田 純一 (45 期)

厚生委員会は、大相撲、宝塚、歌舞伎、文楽、オペラとレクリエーション企画を行ってくれています。申込み殺到のため抽選に漏れた方には申し訳なく思っています。団体扱保険・団体定期保険については、より有利な安定した配当をする前提として、会員の加入率維持が望まれています。

大運動会は500人余が参加する楽しい企画です。ほかにも、弔慰金、見舞金の制度もあり、育英財団、弁

護士国民年金基金、弁護士協同組合、弁護士国民健康保険組合、健康診断とこころの相談ほっとラインなどの諸制度も準備されています。会館の4階には女性会員室、第2会員室、囲碁・将棋室と福利厚生機能を持つスペースもあります。

健康と教養、そして、セーフティネットをしっかり提供できるように、それぞれの組織や会員が頑張っておられることを理事者となって実感した次第です。

世界大都市弁護士会会議に参加して

副会長 栗林 勉 (45 期)

世界大都市弁護士会会議のフィラデルフィア大会に参加してきました(18頁参照)。東京弁護士会からは、私のほかにも、国際委員会の石黒美幸委員長、早川吉尚副委員長、山原英治副委員長、平澤真委員、中野竹司委員の合計6名が参加し、それぞれ海外の弁護士会の役員などとの懇親を深めるとともに、当会の活動や現況についての報告を行うなど、積極的な交流を図り、会議全体を通じて当会の存在感を示すことができました。

海外の弁護士会との交流は、会員の日常業務と直に結びつくものではありませんが、参加国の弁護士を通じて法の支配に関する基本的価値観を共有し、政府レベルとは別の市民レベルでの交流のパイプを構築するなど、国際的視野における人権の擁護や紛争解決ルールの確立において重要な役割を担うものと考えられます。今後ともこのような活動を積極的に推進していければと思います。

会員集会報告

2014年9月29日開催

法律相談事業の運営の適正化に向けて

副会長 富永 忠祐 (46期)

開催の趣旨

近年、当会の法律相談事業で行われる法律相談の件数が減少傾向にあるため、法律相談事業の収入である法律相談料と納付金が減っており、その結果、当会の法律相談事業は巨額の赤字を生じさせる事業となっています。弁護士会の法律相談事業は、弁護士に対してアクセス障害のある市民や中小企業等に対して法的支援をすることのほか、会員に対して事件受任の機会を付与することや、若手会員に実務経験を得させることなどの目的と機能を有していますが、会の財政の健全化の観点からは、そうした巨額の赤字を座視することはできません。そこで、法律相談事業の運営の適正化に向けた改善策を検討するにあたって、会員の皆様からご意見を伺うために、9月29日午後6時から会員集会を開催したところ、113名もの出席者がありました。この問題に対する関心の高さが窺われます。

当日は、彦坂副会長の司会進行により、冒頭に高中会長から開会の挨拶がなされた後、小職から法律相談事業の現状報告を行いました。引き続いて、事前に意見書を提出していただいた東京パブリック法律事務所、北千住パブリック法律事務所、渋谷パブリック法律事務所などからのご意見を紹介した後、会場の皆様からご意見をいただきました。

支出面の検討

まず支出面の検討については、いわゆる箱モノは、法律相談事業の収入が減少しても、人件費と賃料等の固定費の支出を余儀なくされることから、直ちに廃止・統廃合を検討すべきであるのご意見、法律相談センターは市民の司法アクセスにとって極めて重要

な役割を担っているため、たとえ赤字であっても、このまま継続すべきであるのご意見、箱モノではなく事務所待機型の法律相談を実施すべきであるのご意見、相談担当者の日当を減額・廃止すべきであるのご意見とこれに反対するご意見、錦糸町法律相談センターは、現在、使用されていない相談室が多数あるので、より小さなスペースの物件に移転すべきであるのご意見など、様々なご意見を頂戴いたしました。

収入面の検討

次に収入面の検討については、法律相談料の減額・無料化につき他会の状況が報告された後、法律相談料の無料化は、市民にとってみればよりアクセスしやすい態勢となるが、その反面で収入の減少につながるため、慎重に検討すべきであるのご意見、広報の一層の拡充に取り組むべきであるのご意見、インターネット予約を整備すべきであるのご意見、納付金の割合を増加すべきであるのご意見など、様々なご意見をいただきました。

総括

最後に船木副会長から総括がなされ、本日会員の皆様から頂戴したご意見を参考にして、理事者として取り組むべき課題を整理し、実行に移せるところから時機を失することなく的確・適切に着手したいとの結びの言葉が述べられました。

今後は、この会員集会の結果を踏まえて理事者としての考え方をまとめ、引き続き会員の皆様からご意見をいただきながら、法律相談事業の運営の適正化に向けて改革を進めていきたいと考えております。

2014年度 第2回

プレスセミナー報告 2014年8月1日開催

テーマ「法曹養成制度改革の議論状況と今後について」

報告者 梶嶋裕之会員、道あゆみ会員

今年度第2回目のプレスセミナーは、法曹養成制度改革をテーマに、日弁連法科大学院センター副委員長の梶嶋裕之会員と、日弁連事務総長付特別嘱託の道あゆみ会員を講師に迎えて行われた。マスコミからは、3社から3名の論解説委員・記者の参加があった。

初めに、梶嶋会員から、法科大学院を中核とする法曹養成制度の創設とその後の経緯について説明の上、法曹人口、法科大学院、司法試験、予備試験、司法修習の現状について報告がなされた。その後、法曹志望者の減少に歯止めをかける緊急の必要性について指摘の上、改革の出口に向けた取組みの具体的なイメージについて報告がなされた。

次に、道会員から、法曹養成制度改革と密接に関わる弁護士活動領域の拡大に向けた取組みについて、解説がなされた。

続く質疑応答では、マスコミ側から、「司法制度改革は弁護士が社会生活上の医師として社会の隅々にサ

ービスを提供していくということを掲げてやってきたはずだが、日弁連として新しい領域の拡大への対策が十分ではなかったのではないか」、「2001年の司法制度改革審議会の意見書は、趣旨は良かったが、合格者の人数が問題だったと思う。昔はフランス並みに3000人という形で算出をしていたが、今からみれば、随分簡単に数字を出していたと思う。最近、法曹養成制度改革顧問会議でニーズのアンケート調査が出されているが、そこからどのように適正な人数を算出すればいいのか」、「学生の中には、大学（学部）の4年間に予備試験を受けて、その時に予備試験に受からないなら公務員になるという人がいる。予備試験を制限すると、志願者が減るということはないか」、「法科大学院のある大学の法学部で予備試験対策をやっているのは、矛盾しているのではないか」等の質問が出されて、活発な意見交換がなされた。

（広報室嘱託 伊藤 敬史）

真の「女性の活躍推進」となる充実した法制度を求める会長声明

政府は、平成26年6月24日、「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」（以下「再興戦略」という）を閣議決定した。そこでは、女性の活躍推進へ向けた目標として、「待機児童解消加速化プラン」「2020年に女性の就業率（25歳から44歳）を73%（現状68%）にする」「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」（以下「2020・30」という）が掲げられ、「女性の活躍を促進することを目的とする新法の提出に向けて検討を開始することとした」とされている。これを受けて現在、総務省、厚生労働省の各審議会において女性の活躍推進のための法整備が検討されている。

再興戦略では2020・30の目標等は、あくまで日本社会における労働力を確保することを目的とした施策として位置付けられている。しかし、世界的に見ると、2020・30は、「女性の人権保障」や「性差別の是正」という視点から取り上げられている。日本において、特に政治分野と労働分野において、指導的地位に占める女性の割合が他の先進国と比べてはるかに低いという問題に関する危機感は共通するものの、世界的な議論と政府の視点とは意義・目的を異にするものであると言わざるを得ない。

「女性の活躍推進」の意義・目的の検討にあたっては、単なる「働き手の確保」という観点ではなく、ジェンダー平等の実現や性差別の是正、女性の人権保障を意義・目的とした施策と位置づけなければならない。

女性労働者を取り巻く現状をみると、女性労働者のうち非正規労働者の割合は5割を超えており、男女の賃金格差は男性100に対して女性69.3である。約6割の女性が第1子出産を機に離職しており、その理由としては、仕事と育児の両立困難（26.1%）や、解雇・退職勧奨（9.0%）など、本人の意思によらずに退職を余儀なくされた割合が約35%にも上る。

このように、女性労働者は就労意欲がありながら就労が妨げられ、賃金も低く据え置かれている現実がある。

安倍内閣が推進する労働規制緩和（労働者派遣法の改正、職務等を限定した正社員、時間ではなく成果で評価される制度の創設等）により、長時間労働自体を禁止しない抜本的に規制せずに正社員以外の雇用形態を増やすだけであれば、女性はいつまでも正社員になれずに低賃金の非正規雇用で据え置かれ、その結果として、自立を果たせないまま家庭責任を一身に背負う現状が固定されることになる。そうなれば、女性は家事・育児との両立を理由に非正規雇用や「限定正社員」としての職を選ばざるを得ず、出産・育児を理由とする退職にも歯止めがからなくなることになる。

こうした現状を放置したまま「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」という数値目標だけを追求するとすれば、ごく一部の正社員の女性のみが「活躍」し、その他多くの女性労働者との分断が生じかねないとする。しかしそれでは、そのあとに続く指導的地位の担い手が育たない。

わが国における女性労働者をめぐる現状は、上記のように根深い問題を抱えておりまた女性の貧困問題も喫緊の課題であって、こうした現状を克服せずして「女性の活躍推進」は語ることはできない。政府は、今秋の臨時国会で新法の制定を目指すとしているが、閣議決定から新法制定まで約3～4か月という拙速なスケジュールでは全体的な検討ができるとは思えない。

女性の活躍推進は、当事者である女性のみならず、今や我が国社会の在り方を左右する重要なテーマとなった。拙速に新法を制定するのではなく、現場の女性労働者が置かれている状況を詳細に調査分析し、その意義や目的に立ち返り、十分な国民的議論を尽くした上で、真の女性活躍推進となる充実した法制度の検討をすることを求める次第である。

2014年10月1日
東京弁護士会 会長 高中 正彦

都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割



第5回(最終回)

東京パブリック法律事務所 三田支所

弁護士法人東京パブリック法律事務所
三田支所 共同代表 大谷 美紀子 (42 期)

東京パブリック法律事務所(東パブ)三田支所は、2012年10月に、東京入管のある品川に近く、また、各国大使館が集まる港区の三田に、外国人・国際業務を専門に扱う部門として設立されました。その前身として、東パブ(池袋)の中に2011年11月に設けられた外国人部門が発展的に支所として設立されるに至ったのですが、その際、池袋にも外国人・国際部門を置き、三田支所全体と東パブ(池袋)の一部とを併せた「外国人国際部門」(Foreigners and International Service Section—通称“FISS”)を発足させました。



大谷 共同代表

1 東パブ三田支所の果たしてきた役割

東パブ三田支所は、外国人に対する法的サービスの提供を専門とする、初めての都市型公設事務所です。弁護士・事務局全員が、英語・スペイン語・中国語のうち、1つないし2つの外国語によるコミュニケーション、法律業務が可能であり、それ以外の言語については、東京外国語大学との提携による通訳を通じた多言語による法的サービスの提供を行っています。FISSとして、2012年10月の開設以来、毎月、約60～70件の新規の法律相談を実施してきました。相談者の国籍や言語は実に多岐にわたっています。難民事件や外国人事件に関心があるという司法修習生、法科大学院生、大学生からのインターンの申込みも多く、三田支所では、可能な限り、インターンを受け入れて、外国人事件に取り組む弁護士が増え、層が厚くなることを期待して、インターンの方たちに、外国人事件の実務に触れ、大変さややりがいを感じてもらおうようにしています。また、遠隔地の相談者が居住地の近くで相談を受けられるように、外国人事件に取り組む弁護士のネットワークを通して、相談者の居住地の弁護士につなぐといった活動もしています。

2 東パブ三田支所の果たすべき役割と理想

東パブ三田支所は、外国人・国際部門の看板を大きく掲げることによって、法的サービスを必要とする外国人が安心して相談できる法律相談窓口としての

役割を一定程度果たしてきたという手ごたえはあります。しかし、それもまだ、大使館や外国人支援団体に自ら相談してつながることのできた外国人、インターネットにアクセスできる外国人に過ぎません。そうした情報源にも届いていない外国人や、英語・スペイン語・中国語以外の外国語を母語とする外国人には、まだアウトリーチできていないことを感じています。日本全国で生活するすべての外国人に、法律問題で困ったときは、あそこに連絡すればいいんだと知ってもらうための努力は、もっともっと必要です。三田支所では、そのためのアウトリーチの取り組みの一つとして、自治体との連携や、各国領事館向けに、日本で生活する外国人に関わる基本的な法律問題について連続セミナーを開催すること等を企画しています。また、外国人・国際業務を専門的に提供する公設事務所として、個々の事件を越えて、日本の司法制度を利用しようとする外国人にとってのアクセス障害の問題を取り上げ、改善を求めていく活動や、難民問題や外国人の人権問題への取り組み等にも力を入れていきたいと考えています。

さらには、公設マインドをもって集まった弁護士が外国人に対する法的サービスの提供の充実を目指して、一緒に汗をかき困難な事件に取り組む中から、将来、日本の国境という垣根を越えて、司法アクセス、難民、人権問題等の公益活動にグローバルなレベルで取り組み、活躍する人材を送り出したいというのが、私たちの熱い理想です。

滋賀刑務所・京都刑務所 見学記

滋賀刑務所

刑事拘禁制度改革実現本部委員
新倉 修



8月25日、滋賀刑務所を参観した。収容定員は、受刑者592人、未決収容者114人、計706人。ほかに収容定員37人の彦根拘置支所がある。職員は小澤所長以下179人、総務部と処遇部、医務課の2部1課。犯罪傾向の進んでいない受刑者（A指標）で執行刑期10年未満の者が対象で、大阪高裁管内で有罪判決が確定した場合に収容する。

大津市内だが、最寄りのJR琵琶湖線膳所駅からはかなり距離がある。少年鑑別所と隣り合わせ、道路から一段上った小高い丘の上にある。敷地面積6万2949㎡だが、運動場は居室棟から7メートルほど下がった低地にあり、4メートル50の堀を超えて、民家が運動場を見下ろす位置に見える。当日は雨模様だった。木工工場チームが体育館で、卓球に興じたり、テレビを視聴したり、パイプ椅子に座り新聞を読んだり、それぞれだった。

処遇部長の案内で所内を見て回った。いきなり保護室に連れて行かれた。3棟のうち1棟は、2つの静穏室で防音設備がされている。作業に出ることを嫌って静穏室に入りたがる者もいるという説明があった。工場は8棟あり、木工（まな板）、印刷（ゆるキャラ「ひこにゃん」の封筒や便箋、和服の紙カバー）、洋裁（布団カバー）、金属加工、つづれ織りのほか、紙袋張り、洗濯ばさみの組み立てと袋詰めなどもある。高齢者、移動するにも椅子に掛けることも困難な者がいて、車椅子があり、畳敷きの作業場もあった。収容者は30代、40代がほぼ半数を占めるが、60代以降が2割を占めており、平均45歳9ヶ月、最高年齢は84歳。初犯の短期受刑者で80歳を超えるということは、70歳で犯罪に手を

染めたことになる。罪名は、窃盗、覚せい剤、詐欺が最多だが、性犯罪、強盗、殺人（嘱託殺人など）もそれぞれ2桁に上る。暴力団関係者は収容しないという方針だが、刺青のある者も散見された。

食事は評判がよく、食べ残しがほとんどないそうだ。とはいえ、軟らかい特別食（軟食）も多いのは、高齢者や歯がなくなっている人がいるからだろう。また最近の傾向として顕著なのは食物アレルギーが各種あり、その対策にも余念はなく、特に米アレルギーには、外部から購入したパンを出すそうだ。

収容状況をみると、平成19年ごろに過剰収容のピークを記録したが、今やほぼ安定しており、収容率は100%を切って集団室でも5人収容で収まるそうだ。居室棟をまわって目に付いたのは、介助という印がついている収容者番号があったことだ。理由を聞くと、日常の起居動作に困難がある収容者には介助が必要になり、それを担当する収容者をきめて、同室に配置するためだ。

医務官は常勤2名、非常勤3名（歯医者2名、精神科医1名）だが、心臓弁膜症などで病院移送になると、職員が6名必要になるので、勤務態勢のやり繰りが大変だという話も聞いた。また薬物依存離脱指導には、ダルク（薬物依存者の自立支援団体）の支援を受けているが、教育専門官だけではなく、工場担当者もチームに加わり、かつ、収容者全員が受けるそうだ。性犯罪者に対する集中的な処遇は、大阪刑務所や奈良少年刑務所で行うが、ここではメンテナンスとして、性犯罪再犯防止指導を行っているそうだ。

2014年8月25日、弁護士12名及び事務局1名で、滋賀刑務所と京都刑務所を見学した。

京都刑務所

茨城県弁護士会会員（元当会会員）

細田 はづき (55期)



京都市山科区内に所在する京都刑務所は、B指標（犯罪傾向の進んだ者）及びF指標（外国人）の受刑者を対象とした刑務所であり、桂離宮をイメージして設計された、緑色の屋根が美しい建物であった。

始めに、会議室において、京都刑務所の小野田総務課長から説明を受けた。収容定員は1543名だが、現在は1360名で、罪名別では、覚せい剤事犯が4割近くであった。平成18年は定員を大幅に超える収容者数が問題になったが、その後は一貫して減少している。

外国人については、日本語でコミュニケーションが取れることが受け入れ条件となっており、現在は87名が入所している。罪名は窃盗が4割以上で、次いで強盗が2割強であった。受刑者全体の平均刑期は3年5ヶ月だが、近年仮釈放が減少傾向で満期出所が68.1%であり、その理由としては、受刑者の高齢化がすすみ、帰宅先でもっとも多い父母が亡くなってしまうことがあげられていた。入所回数は平均4.4回で、中には30回以上の者もいた。

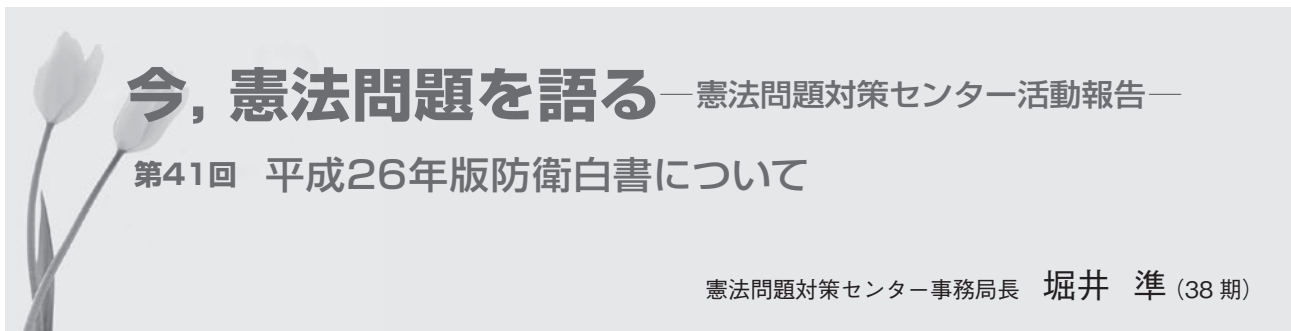
また、京都刑務所は矯正指導に力を入れており、(1)刑執行開始時の指導では、ふりがなつきの冊子を読み込ませ、(2)改善指導には、ア. 一般改善指導、イ. 特別改善指導があり、イ. 特別改善指導は、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導を実施しており、通常の指導担当以外にもダルク等外部の専門家や工場担当職員も関わるとのことであった。(3)教科指導では、非識字者には読み書きを教え、社会生活の基礎となる学力を欠く者には義務教育相当の学習をさせるなどし、特別に希望する者には、高等学校卒業程度

認定試験を受験させているそうだ。(4)釈放前の指導では、職安と連携して職業相談や職業紹介を行ったり、自立が困難な者を福祉サービスに繋げるとのことであった。

次に、刑務所施設内の見学をした。一見して感じたのは、高齢の受刑者が極めて多いということであった。工場では生産作業として、木工、印刷、洋裁（布団カバー等）、金属（ジャッキ、ラチェット等）、紙製品を製作しており、一般の民間企業からの受注が大半であることが特徴的であった。高齢の受刑者には車椅子や高さが低い椅子を用意したり、認知症予防のために指先を使う作業をさせ、工場に出ること自体が困難である者には、共同室で作業をさせていた。また職業訓練として、情報処理技術科、建築塗装科があり、国家試験の合格率が高いことが自慢であるとのことであった。居室は、6人定員を約5名で使用し、全室にテレビとダイヤル式の鍵がついたボックスが備え付けであった。個室は四畳で、やはりテレビがあった。食事分類に、粥食、スーパー軟食、ウルトラ軟食と記載があり、特記事項に介助担当であったので、聞くと、最近受刑者の高齢化がすすみ、通常の食事では、飲み下しが困難な者が多くいることや、布団の上げ下ろしや夜間のトイレに手助けが必要な者が多数存在するため、同房者が介助しているとのことであった。食事は、アレルギーや宗教上の制約に当然に対応しているのみならず、ラマダンにも配慮しているそうだ。

保護室に収容されるのは、専ら作業拒否が理由となっているそうで、同一の者が繰り返し行うことが多いとのことであった。

その後、再び会議室に戻り、質疑応答を行って、京都刑務所見学は終了した。



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第41回 平成26年版防衛白書について

憲法問題対策センター事務局長 堀井 準 (38 期)

8月20日に平成26年版防衛白書が発行された。白書は、まず、「わが国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、一層厳しさを増している。」とし、米国の国防歳出の強制削減の影響、北朝鮮の大量破壊兵器・ミサイル開発がわが国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっていること、中国の軍事動向が地域・国際社会の安全保障上懸念されること、ロシアの力を背景とした現状変更（ウクライナ）はアジアにも影響を及ぼすグローバルな問題であること、宇宙空間の軍事的利用による安全保障上の課題、サイバー攻撃への対応等の問題を指摘している。

そうして、この1年で、国家安全保障会議の創設、国家安全保障戦略の決定、新たな防衛計画の大綱の策定、新中期防衛力整備計画の策定等がなされ、本年7月1日の閣議決定がなされたことを報告し、これらの内容がわが国の安全保障・防衛政策の根幹であると位置づけている。

防衛のための取組として具体的に、「島嶼部に対する攻撃への対応」は、事前に兆候を得た場合には、「敵に先んじて」、攻撃が予想される地域に陸・海・空自が一体となった統合運用により、部隊を機動的に展開・集中し敵の侵攻を排除する。万一島嶼を占領された場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど島嶼を奪回するための作戦を行う、とし、奪回するための部隊として、水陸両用車を有し本格的な水陸両用作戦機能を備えた「水陸機動団」を新編するとしている。

弾道ミサイル対処に関する法的枠組みとして、自

衛隊法82条の2第3項により、防衛大臣は自ら作成し内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要綱に従い「あらかじめ自衛隊の部隊に対し破壊措置命令をしておくことができる」ことを明記し、既に着手されている弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発が2017年には完了するとしている。

在外邦人等の輸送は、陸上輸送に関し輸送防護車を用いることが加えられている。

海上交通の安全確保のための作戦の項目では、周辺海域を超えた1000海里程度の海域において「航路」を設定し、設定した航路を「継続的に哨戒」し、敵の水上艦艇、潜水艦などによる「妨害を発見してこれに対処」するほか、状況によりわが国の艦艇などを直接護衛するという任務が、周辺海域の防衛の他与えられている。

各国との防衛協力・交流の推進の章では、日米豪の海軍・海自、空軍・空自、陸軍・陸自の共同訓練が2013年から2014年にかけてグアム周辺で行われたことが目につく他、アジア周辺諸国だけではなく欧州諸国との防衛協力、交流も明記されている。

本年4月1日に閣議決定された「防衛装備移転三原則」についての具体的事例も提示されているが、これについては、第三国移転が完全には防げないのではないか、との疑念が払しょくできない。

7月1日の閣議決定による法改正がなされていない現在では、現行法での活動に留まっているが、7月1日の閣議決定が基本方針として捉えられ、ここ1年の動きが反映されたものとなっている。総じて、自衛隊にこれまでの専守防衛を超えた機能を与えて、「軍隊」として拡大化、先鋭化させていることは否定できない。

秘密保護法 解説

第15回 秘密保護法シンポジウム「秘密保護法VS国民の知る権利」開催

秘密保護法対策本部副本部長 出口 かおり (64 期)

8月26日、「秘密保護法VS国民の知る権利」をテーマとするシンポジウムが行われた。

まず、元北海道新聞で現高知新聞記者の高田昌幸氏の基調講演「報道は本当に権力と対峙してきたか」では、共同通信編集委員が8年近くも裏付け取材を続けてようやく発信できた記事（陸上自衛隊秘密情報部隊が首相や防衛大臣らに知らせず、独断で海外情報活動を行っていたとの報道）を例に挙げ、文民統制や秘密指定に関わる重要な記事であるにもかかわらず、他のメディアが追随することなく、安倍政権が簡単に否定して片付けられたことが紹介された。

そして、記者は本当に権力監視のために仕事をしてきたかについて、北海道新聞記者時代の北海道警察の裏金取材では、警察担当記者が取材・報道したが、これはむしろ稀であり（それゆえ北海道新聞の記者たちは北海道警察から事件ネタがもらえない、取材拒否される等の苦労を強いられた）、多くの担当記者たちは、取材対象と親しくなるがゆえに、不正追及や裏付け取材、分析がおろそかになっているのではないかと指摘した。

このような状況で秘密保護法が施行されると、報道機関の保守化・官僚化、すなわち報道の「事なかれ主義」がますます進み、権力機構の決定や発表内容が十分に検証・分析されることなくそのまま報道され、報道機関と権力の一体化がさらに進むと思うと述べて、このような報道機関が内部告発や重要なリークの受け皿として機能しうるのは、官僚がますます情報を出さなくなっても、報道機関は探ることもしなくなるのではないかと危惧を述べた。

続くパネルディスカッションでは、民主党衆議院議員の後藤祐一氏から、特定秘密保護法の運用基準案について、自身の官僚経験に基づいた指摘や、秘密保全の前提となる公文書管理制度の整備のために公文書管理法を改正する必要性や、特定秘密以外に国民に明らかにされていない情報はまだまだたくさんあり、より情報公開を進めるためには情報公開法の改正が必要であるとの指摘がなされた。

甲南大学名誉教授で弁護士の齊藤豊治氏は、特定秘密保護法は日本版NSC法や集団的自衛権の行使の閣議決定とリンクして、軍事大国化への枠組みをなすことや、適性評価について、国に批判的な公務員をあぶり出し排除するもので、個人情報蓄積される可能性があるとの指摘がされ、秘密保護法を廃止するためには、このような国民への深刻な影響を広く訴え、改憲反対運動等の社会運動との連携が必要であると述べた。

たしかに、最近の朝日新聞の誤報問題でも、マスコミ他社は朝日新聞を叩くばかりであった。このようなマスコミ同士の潰し合い、特に政府に批判的な報道をしたマスコミを叩くことは、報道機関の事なかれ主義を加速させ、政府にとって都合が良いだけである。

8月下旬に締め切られたパブリックコメントの結果、運用基準等がいくつか修正されたものの、いずれも微修正にとどまり、国民に対する重罰や内部通報者が罰せられる危険性、適性評価など、本質的な問題は残されたままである。今年12月に予定される秘密保護法の施行は延期し、廃止を含めた抜本的な見直しが求められる。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第24回 岐阜地方裁判所平成25年2月14日判決

(労働者の情報提供義務—パチンコ店従業員懲戒解雇事件)

〔ジュリスト1464号124頁〕

労働法制特別委員会委員 末岡 寛一 (62 期)



1 事案の概要

平成20年11月21日、X女とY社（パチンコ店経営）は、期間2か月の雇用契約を締結したが、Xは雇用契約締結時にY社に提出した履歴書に、2か月半、風俗店に勤務した職歴（以下、「本件職歴」という。）を記載していなかった。

2回目の契約更新後、Y社従業員が風俗店のホームページにXの顔写真が掲載されていることを発見し、本件職歴について事実確認したところ、Xはこれを認めた。

そこでY社はXに対し、平成21年4月17日、就業規則に基づいて平成21年5月16日をもって解雇する旨の意思表示（以下、「本件通告」という。）をし、同日付で解雇（以下、「本件解雇」という。）した。

XはY社に不当に解雇されたとして、雇用契約上の地位確認、未払賃金等の支払いを求めた。

2 裁判所の判断

(1) 懲戒解雇事由の有無について

「Y社が風営法の規制を受けるパチンコ店の経営を業とする会社であり、風紀を乱すような行為があった場合に警察当局による指摘を受けないために、Y社は慎重に行動する必要がある、風俗店勤務の従業員の存在が客の間で噂になることを防止する必要があることから、本件職歴の有無はY社にとって重要な事実である旨…の主張については一応の合理性があるといえること」、「Xの本件職歴が判明した後、Y社は…直ちに本件通告により解雇予告をしている経過があること」、「Y社は採用の際にはギャンブル、客との飲食、消費者金融からの借金及び刺青等の禁止を誓約させる内容の本件誓約書…の提出を求めており…従業員の素行に注意を払っていたと認められることからすると、本件雇用契約締結時、Y社がXの本件職

歴について知っていた場合は、企業秩序に対する影響等を考慮して、本件雇用契約を締結しなかったか、又は採用に関してより慎重な検討をした上で対応策を講ずるなどの結論を出したであろうと認められる。」

「Xが本件職歴を本件履歴書に記載しなかったことは、『にせの経歴を作り、その他不正なる方法を用いて雇入れられた時』（本件就業規則第36条(12)）という懲戒解雇事由に該当すると認められる。」

(2) 解雇権濫用の有無について

「Xが風俗店で働いていた期間は約2か月半という比較的短い期間であったこと、本件通告後約1か月にわたり、Y社はXをホールスタッフとしての就労を継続させており、企業秩序に対する影響を危惧して客との接点のない職務に配置転換するなどの措置も執っていないこと、…Xの立場は期間の定めのある契約によるアルバイト従業員に過ぎなかったことからすると、Xが本件職歴を記載しなかったことによって企業秩序が具体的に侵害されたことがあったとしても、程度としては軽微であったといえる。

そして、本件証拠上、本件雇用契約を締結するに際して行われた面接において、面接担当者がXに風俗店勤務の有無を個別に確認しているか否かは明らかではない…本件においては、結局、Xには本件職歴を申告しなかったという不作為があったにとどまるものといわざるを得ない。また、採用を望む者が、採用面接に当たり、自己に不利益な事実の回答を避けたいと考えることは当然予測されることであり、採用する側もこれを踏まえて採用を検討すべきであるところ、本件職歴に関してもXが自発的に申告すべき義務があったともいえない。そして、本件通告以前において、Xの勤務態度等について特段問題があったとも認められない。

…したがって、本件解雇は解雇権の濫用に当たり、無効である。」

3 本判決の検討

本判決は、就業規則上の懲戒解雇事由（経歴詐称）に該当することを認めたものの、本件解雇が解雇権濫用にあたり無効であると判断した。

(1) 真実告知義務について

経歴詐称を理由とする懲戒処分につき、裁判例には、労働者が自己の経歴について真実を告げるべき義務、いわゆる「真実告知義務」の概念を用いて判断をしているものが多くみられる。

真実告知義務には、①使用者の経歴についての質問または開示の要請に対して真実を回答すべき義務（真実回答義務）と②使用者の質問がなくとも積極的に申告すべき義務（自発的申告義務）の2つが含まれる。

ア ①真実回答義務

裁判例は、概ね真実回答義務を肯定している。

使用者が、労働力評価に直接関わる事項ばかりでなく、当該企業あるいは職場への適応性、貢献意欲、企業の信用の保持等企業秩序の維持に係る事項についても、必要かつ合理的な範囲で申告を求めた場合には、労働者は信義則上、真実を告知すべき義務を負うとした裁判例がある（炭研精工事件・東京高判平成3年2月20日労判592号77頁）。

本判決は、Y社の面接担当者が、Xの採用面接において風俗店勤務の有無を質問したかどうかは明らかでないとし、真実回答義務を問題にしていない。

仮に、Y社側が風俗店での勤務歴について質問をしたとして、Xが回答しない、あるいは虚偽の回答をした場合に、Xは真実回答義務に違反したといえるだろうか。

風俗店勤務歴の有無は企業秩序の維持に係る

る事項とも思えるが、労働者のプライバシー侵害の程度が強いことを考えると、使用者がかかる質問をした場合に、直ちに真実回答義務が生じるとすることには疑問がある。

イ ②自発的申告義務

従前の裁判例において自発的申告義務を認めたものはみられず、本判決も、Xの自発的申告義務を否定している。

使用者としては、採用面接での労働者（応募者）に対する質問や労働者に関する情報収集等が可能であることを考えれば、原則として、告知すれば採用されないことが予測される事項についてまで、労働者の自発的申告義務を認めるべきではないだろう（学校法人尚美学園事件・東京地判平成24年1月27日）。

なお、本判決は、解雇権濫用の検討の中で自発的申告義務がない旨判断しているが、自発的申告義務を否定する以上、懲戒事由該当性も否定すべきであったとの指摘がなされている（河野奈月「風俗店での勤務経験の不申告を理由とする懲戒解雇の有効性」ジュリスト1464号127頁）。

(2) 労働者のプライバシーの制約について

労働契約締結過程において、使用者の情報収集と労働者のプライバシーが鋭く対立する状況が起こりうる。

労働者に真実告知義務（真実回答義務）を課することができる場合があるとしても、労働者のプライバシーを過度に制約する質問等に対しては、労働者は告知義務を負わないという判断もありうると思われる。

ただし、プライバシーを過度に制約しない「必要かつ合理的な範囲」の質問かどうかは、職種や業務内容に応じて異なると考えられ、事案に即した判断が必要になると考えられる。

東 弁 往 来

第36回

法テラス下田法律事務所



事務所メンバー。前列左が筆者

静岡県弁護士会会員

飯久保 力也 (64期)

2011年8月弁護士登録。東京弁護士会に入会。
2012年9月に静岡県弁護士会へ登録換え、現在
にいたる。

法テラス下田法律事務所
(静岡県下田市)

1. はじめに

皆さん、こんにちは。64期の飯久保力也と申します。私は、2011年（平成23年）8月から約1年間、新宿区にある法律事務所で養成を受け、2012年（平成24年）9月1日付けで法テラス下田法律事務所に赴任致しました。

私にとって、下田は初めての土地で、1人の縁故もありませんでしたので、そのような土地に赴任するのは、若干不安ではありました。

しかし、幸い、私の前任の方も当会の出身であったことや、前任の方が地域の各種機関との関係構築・連携活動に尽力して下さっていたこと等から、赴任直後の執務開始時から、特に不自由さを感じることもなく、現在に至っております。

2. 下田管内について

下田市は、静岡県の東南部、伊豆半島の南部東側に位置し、急峻な山々と数多くの美しい浜辺を擁する、豊かな自然に恵まれた都市です。

市内には、沢山の海水浴場があるため、夏の観光

地といったイメージが強いと思いますが、豊富な海産物（最も有名なのは、金目鯛でしょう。煮付けも美味しいですが、冬に、鍋やしゃぶしゃぶで食するのが美味しいと思っています）に恵まれているだけでなく、四季を通じて様々な草花を楽しむことができますし（例えば、隣町である河津町の河津桜は、今や、全国区の知名度です）、温泉地でもあるため、夏以外の季節でも、観光には事欠きません。

上記で触れた下田市と河津町のほか、東伊豆町、南伊豆町、西伊豆町及び松崎町の1市5町が、法テラス下田法律事務所の担当地域であり、静岡地家裁下田支部の管轄地域でもあります。

この地域の総人口は、7万0492人で（県発表の平成26年4月時点）、法曹人口は、弁護士が5人、裁判官が1人、副検事が1人です（原稿執筆時の平成26年9月時点）。

ただし、上記の弁護士5人の内訳は、17期の弁護士1人、民事法律扶助の契約をしている弁護士1人（61期）、法テラス下田法律事務所の弁護士2人（63期と64期）、下田ひまわり基金法律事務所の弁護士1人（63期）です。

弁護士数が5人ですので、刑事当番等の担当日だ

けでも毎月6日ありますし、利益相反により事件を受任できないケースも多々あります。

そのため、現場で日々働いている私の実感からすれば、この地域は、まだ司法過疎地域であると言って良いと思います。

また、上記のような法曹人口の地域であるため、弁護士、裁判所及び検察庁は、お互いに顔の見えるアットホームな関係であり、任意の勉強会を行っているほか、約3か月に1回、下田地区法律実務協議会（弁護士、裁判官、書記官及び副検事が集まって、実務上の運用に関する協議や勉強等をする会）を開催しています。この下田地区法律実務協議会の終了後には、懇親会が実施されており、これによって、裁判所・検察庁等の人事異動にもかかわらず、お互いに顔の見えるアットホームな関係が維持されています。

3. 法テラス下田法律事務所について

法テラス下田法律事務所は、スタッフ弁護士2人と事務局3人の5人体制です。弁護士は兎も角、事務局3人が優秀であるため、大過なく業務を遂行することができています。

業務内容は、一般民事事件3割、家事事件3割、クレサラ事件及び管財事件3割並びに刑事事件その他1割といったところですが、民事法律扶助の対象

世帯が多いというこの地域の特徴から、（法テラス下田法律事務所に限らず、他の契約弁護士の事務所においてもですが）扶助相談・扶助事件が膨大な件数、回ってきます。

また、成年後見等事件が30件に達しているのも特徴と言えます。この背景としては、この地域の高齢化率が39.3パーセントであること（県発表の平成26年4月時点）、親族の協力が全く得られない独居高齢者世帯が増加していること、民事法律扶助の対象世帯が多く、成年後見制度利用支援事業の実施件数も低調であるため、他の弁護士や他土業の専門家が後見人等に就任することは極めて困難であること等が挙げられます。

ただし、法テラス下田法律事務所が上記の5人体制である限り、今後も成年後見等事件を受任し続けることは、現実的に困難ですから、成年後見制度利用支援事業の実施件数を増やすための活動や、成年後見センター等の組織設立と組織的な収支バランスを確立するための活動が、必要であると思っています。

私の法テラス下田法律事務所での任期は、残りあと1年となりましたが、今後も、この地域で司法サービスを必要としている市民のため、地道な活動を続けていくと共に、僅かでも余裕があれば、上記のような活動に関わりたいと考えています。



南伊豆の河津桜



白浜

平成26年7月8日開催

東京家庭裁判所委員会「少年事件における教育的措置について」報告

第一東京弁護士会会員 巻淵 眞理子 (41 期)

今回は、去る7月8日に開催されました東京家庭裁判所委員会についてご報告します。同委員会は、前回会報で報告された東京地方裁判所委員会の家庭裁判所バージョンにあたります。現在のところ、裁判所3名・検察庁1名・少年院長1名・家裁調停委員1名・学識経験者（市民委員）7名・弁護士3名（東京三会から各1名ずつ）の計16名の委員から構成されており、年に3回ほど意見交換等を行っています。

今回の議題は「少年事件における教育的措置について」、副題は「審判不開始・不処分で終局する事件の教育的措置の実際」ということで、少年部の裁判官および調査官による運用の説明がなされた後、質疑応答の時間が設けられました。

以下概要をお伝えします。

◆少年事件における教育的措置

平成25年度における一般保護事件（総数約5000件）のうち、約13%が不処分、約52%が審判不開始で終局するが、該当する少年および保護者に対して、家裁は少年法の趣旨に則って様々な教育的措置を採り、再非行防止に努めている。例えば、万引きを行った少年に対し、被害者をゲストスピーカーに招いて被害者の視点に立った反省を促す。また、試験観察中の少年と保護者を対象とする親子合宿でコミュニケーションのあり方を学んだり、社会奉仕活動（老人ホーム・乳児院でのボランティア、地域美化）を通して自らの行動傾向を知ってもらう。当初は、こういったプログラムに参加することに懐疑的な参加者も、活動後には自分が自己中心的であったことに気づいたり、自分が社会の役に立つことができることを知って自尊心を取り戻すなど、効果は大きいと考えている。非行内容に応じて、個別の面接や作文で指導したり、薬物教室、交通講習の受講なども用意されている。なお、これらの実施には、大学生のボランティアや、少年友の会（家庭裁判所調停委員で構成される）も協力している。

◆質疑応答

●教育的措置を行った実数はどれくらいか。

万引き教室は年間11回168名、美化活動は8回98名であった。何らかの形で調査官が関与した事案は約1800件である。

●老人ホームや乳児院での活動は、どのように実現しているか。

平成元年から、試験観察中の短期補導委託の本格実施が始まっている。老人ホームには年間20人ほどを委託しており、10か所の施設に1人1か月ほどとし、委託先職員に事故のないよう見守ってもらう。乳児院は平成5年から始めており、親子参加でのケースが多い。

●調査官の研修は。

グループワークについて外部講師による研修、年数回の自庁研修、IT研修などを行っている。

●家庭に非行の主たる原因があるケースへの対応は。

平成12年の改正で保護者への措置が可能になったが、拒否的・防衛的対応が多い。親を変えるよりも少年本人を変えるほうが簡単とすら思う。

以上のように活発な意見交換が行われました。市民委員である精神科医師からは、「立ち直りへの変化のきっかけ」といっても、「変化」というより「戻る」ことに教育の効果は発揮される、「戻る」もとがないと、刷り込んでも「汎化（はんか）」ができないという指摘がなされ、皆大いに学びました。

今回は12月18日、議題は「成年後見事件の実情」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先

司法調査課 TEL.03-3581-2207



ラブ・ストーリーに寄り添って

会員 白神 優理子

1 時効間際の事件依頼

2014年2月のある日、記録的な大雪の中その女性（A氏）は事務所を訪ねてきた。小料理屋を切り盛りしているというA氏の依頼内容は、亡くなった夫の遺族年金を受給したいというものであった。

「7年間も別居していて、住民票上の住所も別だから支給は無理だと言われ、何度も市役所から追いつ返されて来た」。

一縷の望みを託されたその雪の日は、5年の時効期間まであと僅かだった。

2 難航につぐ難航

すぐに受給申請の手続を行ったところ、「国家公務員共済組合法上、『生計同一性要件』を充たすことの証明が必要」との返答を得た。どのように証明するのか。同法についての裁判例はなく、逐条解説は絶版であった。国会図書館での調査の結果、今回のケースでは、①生活費、療養費等の経済的な援助、及び②定期的な音信、訪問の証明が必要であることが判明した。

A氏に聞き取りを試みた当初、彼女は多くを語らず、別居理由は夫の借金ということしか分らなかった。

私は、「夫婦なら同居・協力して債務返済をするのではないか」と疑問を持った。また上記②を証明する証拠がほとんどなく、頭を抱えた。

3 糸口

そんな私に手がかりを与えたのが、先輩弁護士や両親・姉からの言葉だった。

「結婚を目指して別々に努力している若者と同じような状態なのでは？」などの説明を受け、認識が変わった。また、「形式的に要件を充たそうと考えるのではなく、離れていても夫婦としての実態があったことを伝えることが目的」との助言を受けて、目指す方向・A氏から聞き取るべき事柄が明確になった。

A氏にはどんな事情があったのか。先輩弁護士から「相手の立場や状況を理解するには、経済・生活状態を知り、寄り添うところから出発しなさい」という指南

を受け、A氏の営む小料理屋を訪問した。

ささやかな店構えの小料理屋には陽気な常連客が集っており、打合せでは控えめだったA氏が、お店では生き生きとしていた。日本酒も料理も美味しかった。A氏の40年が垣間見えた。

4 恋愛小説家のように

小料理屋への訪問と聞き取りによって数々のことが分かってきた。

A氏の夫は「迷惑をかけたくないから別々に暮らそう。また必ず同居できるようにする」と言って譲らなかった。夫を支えたくて店を始め、住み込むために別居せざるを得なかったこと。月末は店の財政が苦しくて、夫の少ない収入から毎月お金を振り込んでもらっていたこと。夫が入院してから何度もお見舞いに足を運んだこと。

少ない証拠だったが、たしかに夫婦の実態があった。そのことを文章にして力説した。A氏と亡くなった夫との間の思いと人生を綴る、まるで恋愛小説家のようなだった。

5 「人生が変わった」

A氏から連絡を受けた。不支給とされて裁判になることを覚悟していたが、「支給決定が出た」というものだった。

その後、小料理屋で祝杯を挙げた。A氏は「人生が変わりました」と涙を流しながら、繰り返し繰り返し嬉しそうに語ってくれた。

市役所に何度も追いつ返された方の力になったこと、お金を貯め込んでいるところから必要なお金をとることができたことから、弁護士になって良かったと心から思った。

このとき、先輩弁護士が国会図書館で調査をしたことをバラしてしまった。

A氏はさらに涙をボロボロ流して「そこまでしてくれたんですか」と手を握ってくれた。専門家なのに苦労している姿を見せることはカッコ悪いことだと思っていたので、感謝し喜ばれたことに驚いた。専門家としての意識は持ちつつも、色々な意味で勝手に自分と依頼者とを線引きしてはいけないのだと思わせてくれた事件だった。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

44期

最後の青春時代 43期、44期の2期を経験して

会員 大森 夏織 (44期)



これは年配の者が一様に持つ感想であり、若い読者には想像しにくいことであろうが、若いころの体験は、何十年を経ても強烈に記憶に残り、一言一場面ですら印象が薄れないことも多い。

病気で入院して43期をいったん罷免され44期に採用し直されたため、2期3年間にもわたる修習生活を過ごすこととなり、最後のほうはさすがに飽きたが、総体として、苦しい司法試験を乗り越えた反動も加わり、将来への希望と楽観主義に満ちていた日々であった。

弁護士になってからも数年間は、さまざまな会合のたびに同期で懇親したりオプション旅行をしたり、事務所や仕事のあれこれについて、新人ならではの同期ならではの苦労や愚痴を言い合えた。

43期時代は、入所パーティー、岩崎邸をバックにしたソフトボール大会、あれこれの社会科見学、地方出身で入寮している仲間への東京案内など、楽しさ満開の前期修習を経て、実務修習開始後まもなく入院のため隊列を離れたものの、同期の皆さんが手術用輸血確保のために集まってくださり、その有り難さに涙した。20周年の京都イベントはじめ、今でも43期の方々にいろいろな場所でお目にかかるたびに、修習時代の懐かしさや感謝の念がよみがえる。

44期時代は、実務修習での裁判所や検察庁（司法解剖見学、パトカー同乗見学など、昨日のこのように鮮明である）における貴重で強烈な修習体験

とともに、今年、関東弁護士会連合会常務理事の職を仰せつかってみて、弁護士会活動など弁護士自治の第一線で奮闘されている同期の方が多いことを、しみじみ実感している。

さらに、44期時代に、青法協修習生部会の企画で、さまざまな弁護士会議を見学できたことが、当時提訴された東京HIV訴訟（薬害エイズ訴訟）への参加、事務所や専門分野の選択にもつながり、このときの出会いがその後の人生を大きく変えた。

職歴もなく、大学生から修習生に移行した自分にとって、すでに四半世紀近い修習時代の3年間は、今にして思えば、職業的「責任」というものを意識しないまま、ただ楽しく暮らせた、ある意味気楽な青春時代の最後であった。

研修所が湯島から、寮が馬橋から移転した頃より、修習生のカリキュラムの厳しさや行動の制約が増し、今では給費制廃止となった。そのこと自体の評価はともかく、修習生はじめキャリアの若い人々は、かつて今も、個々の依頼者の人権を擁護し、ひいては世の中の役に立ちたい、という初々しい志に満ちていると思う。その未来への希望、性善説的楽観主義、正義感と連帯感、みずみずしい好奇心。キャリアの若い世代のこれら心情を、残りの職業人生において手を携えて支えていかなければならないという課題の大きさに、ある種の切迫感を覚える最近である。



和太鼓と弁護士の 共通点

会員 光野 真純 (66期)



1 江戸の華・白梅太鼓

湯島天満宮白梅太鼓保存会は、女性ばかり20名程度の艶やかで粋な和太鼓集団である。

お祭りはもちろん、国内外を問わずイベントやパーティでの演奏を行っており、以前、司法修習クラス同窓会のパーティでの演奏を行ったこともある。東京オリンピック招致フィルムでも東京の素晴らしいものの一つとして取り上げられており、白梅太鼓は私の誇りである。

2 女は度胸

私は、舞台に立たせてもらえるようになってすぐの頃、失敗を恐れてばかりいた。

ある日、演目が始まって数秒、私一人が全体の音頭を取る部分で、ばち同士が接触してしまった。余裕をもって演奏していれば特段問題は生じなかったのかもしれないが、落としてはいけないとしっかり持ちすぎた私のばちは、少しの接触で手から離れ、ころころとどこかへ行ってしまった。

演奏は「しーん」、ばちは一本、頭は真っ白。どうすることもできなかった。

そんな中、チームリーダーが私のパートを代わりに演奏しはじめ、他のメンバーもこれに臨機応変に対応してくれ、事なきを得た。

それ以降、私一人が失敗してもどうにかなる、そう思ったら演奏に余裕が出て、失敗することも少なくなり、気づけば先輩から「真純ちゃんはばち落とさないね～」と言われるようになっていた。今だったら、笑顔で切り抜けられるかもしれないと思う。

仲間を信じて思いきりやる。仲間を信頼する大切さと度胸が身についた。

3 自己満足では意味がない

失敗を恐れなくなった私のテーマは「思い切りやる」。迫力ある太鼓を目指し、力いっぱい演奏していた。

失敗することもなく、最後まで力いっぱいできたと満足していた演奏後、会長に「今日の真純の太鼓、何あれ。最悪」と言われた。理由を聞くと、「力が入りすぎていて、見ているだけで苦しいし、顔も怖いし、全然楽しそうじゃない」とのことだった。

確かにそうである。私は、「頑張る」ということが目標になっていて、自分がどう見られているか、自分がどんなふうに演奏しているのか考えることなく演奏していた。ただの自己満足に浸っていたのである。

自己満足ではなく、客観的に見たらどう見えるのか、今自分は何を求められているのか、それを考えながら演奏することで毎回新たな反省点や改善点を見つけられるようになった。見つけたからと言ってすぐには改善できないのであるが、改善点に気づく大切さを知った。

4 職人技

太鼓の演奏において、構成は決まっているものの楽譜もなく、各々の振り付けも特段決っていない。

先輩の太鼓を見て覚えて、「お、カッコいい」と思ったらこっそり練習する。何度も繰り返して改良を重ね、不安なところやよりよくできそうなポイントを先輩に聞く。後輩ができたなら、後輩にアドバイスする。

この一連の流れは弁護士業務に共通するところがあると思う。

「正解」が決まっているわけではなく、いいな、と思う先輩をよく見て、真似する。はじめはうまくできなくても、がむしゃらにやったらいつか身になる。

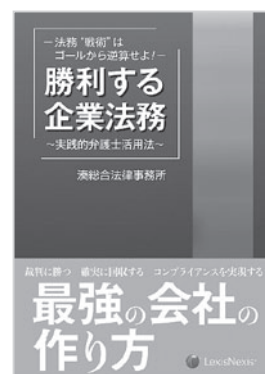
そう信じて、太鼓も弁護士も続けたい。

『勝利する企業法務』

湊総合法律事務所 著 レクシスネクシス・ジャパン 3,400 円（本体）

「勝利する企業法務」は 勝利する弁護士への近道

会員 菊地 裕太郎 (33 期)



法律実務書は、研究者・弁護士など専門家向けと市民（企業法務マン）向けに大別される。本書は後者に属するといえるが（アマゾンビジネス法入門部門 1 位 ※本稿執筆時点）、LIBRA の読者の多くの弁護士諸氏にとっても一読の価値が十分ある。本書で展開される企業法務の日常的な法律問題の解は、平易であり、今更という感じを抱くことであろう（そうでなかった専門家には、より大きな価値を得ることだろう）。

本書を手にした弁護士諸氏の本書の読み方・活用法は主に三点ある。

第一は、クライアントへの対処法を学ぶことにある。

ことに企業の法務マンの陥りやすい思考方法が具体的事案を素材にリアルに示されている。「痒い処に手が届く」法的サービスの提供を実践しようとする方は、何処が痒くて、届ける「手」は何かを知ることができる。手は足りている、手は余っていると思われる方（私もその一人だった）は、本当にそうかを本書をもって検証してみることをお勧めする。

第二は顧問弁護士の一つのスタイルを学ぶことにある。

債権法の改正の理由のひとつが、市民が読んでわかる法律にすることにあるといわれている。法律事務を独占する弁護士が、呪文を使って発生した問題の解を与えるやり方は、もう通用しない。法的思考回路を説き、考えるプロセスを示すことによって、法的な解決に導く手法が求められている。企業法務マンとともに、ゴールを明確に示したうえで、「勝利する

企業法務」を合言葉に戦略的法務を歩むことが今の時流であろう。

第三は企業の顧客を獲得するヒントを学ぶことにある。

弁護士になる若い人に尋ねると「企業法務をやりたい」と答える人が多い。しかし、現実、ことに大企業ではその壁は厚い。「少数の大企業と多数の零細企業とが両極的発達を遂げた日本資本主義の発達過程において、弁護士業務に相対的重要性を占めたのは後者（資本といえないような資本）であり、これに都市の小市民を加えたものが、弁護士の主たるクライアントを構成した」（古賀正義著「日本弁護士史の基本的諸問題」62 頁。日弁連法務研究財団編・日本評論社。この書も必読の一冊である）という歴史認識とおりの底流が未だ払拭しきれない現代にあって、これを突き崩すヒントが本書に秘められている。

顧問弁護士制度の採用を止めた（大）企業が増えてきているといわれている。他方、企業内弁護士が増加し、かつて大企業が独占していた「法学士」から普通の企業法務マンが法務を担うようになりつつある企業の現場で、弁護士ことに若い弁護士は今何をすべきか、本書はそのイロハを示している。訴訟事件の枠を超えた予防法学的分野への展開は、今や必須である。

著者の法律事務所が実践しその成功体験を惜し気もなく本書に著したビジネスモデルを、学ばない手はない。さらに言えば、本書を世に問う著者の法律事務所の訴求力に着目されたい。

法律学

『ソフトロー・デモクラシーによる法改革』遠藤直哉／アートデイズ

外国法

『現代フランス憲法理論』山元一／信山社
『ヨーロッパ意思表示論の展開と民法改正 ハイン・ケッツ教授古稀記念』Zimmermann, Reinhard／信山社
『韓国国籍法の逐条解説』奥田安弘／明石書店
『デュー・プロセスと合衆国最高裁 4 自己負罪拒否特権』小早川義則／成文堂
『社会保障の権利擁護 アメリカの法理と制度』大原利夫／法律文化社
『米国特許明細書の作成と審査対応実務 改訂2版』立花顕治／経済産業調査会
『アジア上場の実務Q&A 香港・シンガポール・台湾・韓国・タイの株式市場徹底比較』あずさ監査法人／中央経済社
『ベトナム事業運営マニュアル』エスネットワークス／中央経済社

憲法

『国際人権法』山下潔／日本評論社
『モラル・ハラスメント こころのDVを乗り越える』橋本俊和／緑風出版
『政府の憲法解釈と集団的自衛権 阪田雅裕講演会の記録』熊本県弁護士会

行政法

『新公務員労働の理論と実務 18 職員の精神疾患をめぐる問題』公務員関係判例研究会／三協法規出版
『ケーススタディ行政訴訟の実務』伊東健次／ぎょうせい
『土地収用法の解説と運用Q&A 改訂版』土地収用法令研究会／ぎょうせい

税法

『Q&A 税務調査から租税訴訟まで』第一東京弁護士会総合法律研究所／税務研究会出版局
『Q&A でわかる税務調査と税務手続』川田剛／税務経理協会
『海外勤労者をめぐる税務 平成26年版』三好毅／大蔵財務協会
『図解国際税務 平成26年版』望月文夫／大蔵財務協会
『必携不動産税務 新版』鶴野和夫／清文社
『図解源泉所得税 平成26年版』安楽恒樹／大蔵財務協会
『図解所得税 平成26年版』福田あづさ／大蔵財務協会
『要説所得税法 平成26年版』野水鶴雄／税務経理協会
『図解法人税』安楽恒樹／大蔵財務協会
『出向・転籍の税務 4訂版』戸島利夫／税務研究会出版局
『相続税務・法務相談シート集 平成26年版』辻・本郷税理士法人／銀行研修社
『相続・贈与の実務 2014年度版』松本繁雄／経済法令研究会
『Q&A 印紙税の実務 平成26年7月改訂』灘野正規／納税協会連合会
『消費税法 理論と計算 6訂版』松本正春／税

税務経理協会

『図解消費税法 平成26年版』高田具規／大蔵財務協会
『消費税法実務問答集 平成26年版』灘野正規／納税協会連合会
『図解地方税 平成26年版』逸見幸司／大蔵財務協会

民法

『債権法改正に関する比較法的検討 日独法の視点から』只木誠／中央大学出版部
『契約書作成の実務と書式 企業実務家視点の雛形とその解説』阿部・井窪・片山法律事務所／有斐閣
『契約書式実務全書 第2版』大村多聞／ぎょうせい
『成年後見制度 第2版 法の理論と実務』新井誠／有斐閣
『遺産分割の理論と審理 改訂版』井上繁規／新日本法規出版
『賃貸住居困ったときの法律Q&A 5訂版』東京弁護士会易水会／住宅新報社
『立退料の決め方 第3版』小野寺昭夫／自由国民社
『信託法セミナー 2 受託者』能見善久／有斐閣
『概説交通事故賠償法 第3版』藤村和夫／日本評論社
『自転車事故の法律相談』高木宏行／学陽書房
『交通事故損害賠償額算定のしおり 18訂版』大阪弁護士会／大阪弁護士会交通事故委員会

会社法

『会社法 第16版』神田秀樹／弘文堂
『Q&A 平成26年改正会社法』二重橋法律事務所／金融財政事情研究会

保険法

『新・賠償責任保険の解説』「新・賠償責任保険の解説」編集委員会／保険毎日新聞社

刑法

『現代の判例と刑法理論の展開』板倉宏／八千代出版
『刑事法・医事法の新たな展開 町野朔先生古稀記念 上巻』岩瀬徹／信山社
『刑事法・医事法の新たな展開 町野朔先生古稀記念 下巻』岩瀬徹／信山社
『身分概念と身分犯』香川達夫／成文堂
『性犯罪・被害 性犯罪規定の見直しに向けて』女性犯罪研究会／尚学社
『加害者臨床の可能性』Jenkins, Alan／日本評論社
『「ストーカー」は何を考えているか』小早川明子／新潮社
『新実況見分調書記載要領 改訂第2版』猪俣尚人／立花書房
『死刑は「残虐な刑罰」か 土本武司講演会の記録』熊本県弁護士会
『これでわかった!〈超訳〉特定秘密保護法』明日の自由を守る若手弁護士の会／岩波書店
『「秘密保護法VS国民の知る権利」』東京弁護士会／東京弁護士会
『不正薬物・銃砲の密輸入の動向 平成25年版』財務省関税局／財務省関税局調査課総括係

司法制度・司法行政

『司法試験の問題と解説 2014』日本評論社
『弁護士の大敗学 冷や汗が成功への鍵』高中正彦／ぎょうせい

訴訟手続法

『コンメンタール民事訴訟法 6』菊井維大／日本評論社
『民事事実認定論』加藤新太郎／弘文堂
『民事再生』佐村浩之／青林書院
『民事保全法 新訂版』瀬木比呂志／日本評論社
『簡易裁判所民事調停の実務』林隆峰／日本加除出版
『法学叢書刑事訴訟法』大久保隆志／新世社
『えん罪原因を調査せよ 国会に第三者機関の設置を』日弁連えん罪原因究明第三者機関ワーキンググループ／勁草書房
『裁判員への説得技法 法廷で人の心を動かす心理学』Anderson, Carol B.／北大路書房
『ドキュメント発達障害と少年犯罪』草薙厚子／イースト・プレス
『全国付添人経験交流集会報告集 第24回』日本弁護士連合会子どもの権利委員会／日本弁護士連合会子どもの権利委員会

経済産業法

『一問一答・消費者裁判手続特例法』消費者庁消費者制度課／商事法務
『Q&A 消費者裁判手続特例法・消費者契約法』TMI総合法律事務所／金融財政事情研究会
『住宅用太陽光発電・プチソーラーの法律実務』秋野卓生／中央経済社
『福島第一原子力発電所事故その全貌と明日に向けた提言 学会事故調最終報告書』日本原子力学会／丸善出版
『原子力総合年表 福島原発震災に至る道』原子力総合年表編集委員会／すいれん舎
『金融商品取引法 第5版』川村正幸／中央経済社
『これですべてがわかるIPOの実務』白石徹／中央経済社
『論点体系金融商品取引法 1 定義、情報開示、公開買付け〈第1条～第27条の35〉』黒沼悦郎／第一法規
『論点体系金融商品取引法 2 業者規制、不正取引、課徴金〈第28条～第227条〉』黒沼悦郎／第一法規
『証券取引被害判例セレクト 47』全国証券問題研究会／全国証券問題研究会
『外国為替の基礎 8訂』式場正昭／経済法令研究会
『TK-GKストラクチャーによる不動産SPCの法務・税務Q&A』ホワイト&ケース法律事務所／税務経理協会
『資源・インフラPPP/プロジェクトファイナンスの基礎理論』樋口孝夫／金融財政事情研究会
『過払金返還請求訴訟』奥石武裕／日本加除出版
『知的財産法』
『技術法務のススメ 事業戦略から考える知財・契約プラクティス』鮫島正洋／日本加除出版
『不正競争防止法コンメンタール 改訂版』金井

重彦／レクシスネクシス・ジャパン

『化学・バイオ特許の出願戦略』細田芳徳／経済産業調査会

『新・特許異議申立制度の解説 平成26年特許法改正』高畑豪太郎／経済産業調査会

労働法

『職場のいじめと法規制』大和田敢太／日本評論社

『有期雇用法制ベーシックス』荒木尚志／有斐閣

『元監督官が教える労働基準法・最低賃金法の申請・届出一切』村木宏吉／日本法令

『会社は合同労組をあなどるな！ 団体交渉申入書の回答方法から和解合意書の留意点まで』布施直春／労働調査会

『知って得する助成金活用ガイド 厚生労働省〈労働〉分野 平成26年度版』社労士助成金実務研究会／日本法令

『ひと目でわかる労働保険徴収法の実務 平成26年改訂版』三信図書有限公司／三信図書

『Q&A 中国進出企業の労務ハンドブック 新版』黒田法律事務所／清文社

社会福祉法

『高齢者虐待防止法活用ハンドブック 第2版』日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会／民事法研究会

医事法

『救急現場活動における法的判断』丸山富夫／近代消防社

『医と法の邂逅 第1集』佐藤雄一郎／尚学社

『アジアの生殖補助医療と法・倫理』日比野由利／法律文化社

社会保険法

『社会保険・労働保険・人事労務の事務手続 平成26年6月現在』五十嵐芳樹／清文社

宗教法

『Q&A 法人登記の実務宗教法人』吉岡誠一／日本加除出版

教育法

『いじめ防止対策推進法の解説と具体策 法律で何が変わり、教育現場は何をしなければならぬのか』小西洋之／WAVE出版

『教職員のための学校の危機管理とクレーム対応 改訂』堀切忠和／日本加除出版

国際法

『国際私法論集』森田博志／信山社

『アジア国際商事仲裁の実務』栗田哲郎／レクシスネクシス・ジャパン

『英文ビジネス・メールの作法 コミュニケーションリスクを抑えるテクニック』大森都史春／中

央経済社

医学書

『音楽療法を知る その理論と技法』宮本啓子／杏林書院

『ズバリ！日常診療の基本講座 3 救急や病棟で必ず役立つ基本手技』奈良信雄／羊土社

『痛み診療キーポイント』川真田樹人／文光堂

『不整脈治療のためのカテーテルアブレーションエビデンスに基づいた周術期管理』奥村謙／医薬ジャーナル社

『パーキンソン病と運動異常』高橋良輔／中山書店

『認知症正しい理解と診断技法』三好功峰／中山書店

『眼内レンズの使いかた』大鹿哲郎／中山書店

『眼救急疾患スクランブル』大鹿哲郎／中山書店

『弱視・斜視診療のスタンダード』大鹿哲郎／中山書店

『眼手術学 3 眼筋・涙器』佐藤美保／文光堂

『黄斑疾患診療 A to Z』岸章治／医学書院

『内視鏡下鼻副鼻腔・頭蓋底手術 CT読影と基本手技』中川隆之／医学書院

その他

『化学実験の事故事例・事故防止ハンドブック』鈴木仁美／丸善出版